

配 布 番 号
No.

# 王滝村地域防災計画

王滝村防災会議



# 目 次

## 第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	王滝村の概要と災害要因、災害記録	2
第3節	被害想定	17
第4節	防災ビジョン	26
第5節	他の計画との関係	30

## 第2編 震災対策編

### 第1部 総 則

第1節	計画作成の趣旨	51
第2節	防災の基本方針	52
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	53
第4節	被害想定	58

### 第2部 災害予防計画

第1章	防災基盤	101
第1節	地震に強いまちづくり	101
第2節	危険物施設・ガス施設等災害予防計画	105
第3節	電気施設災害予防計画	107
第4節	上水道施設災害予防計画	108
第5節	下水道施設災害予防計画	109
第6節	通信・放送施設災害予防計画	110
第7節	土砂災害等の災害予防計画	114
第8節	建築物災害予防計画	118
第9節	道路及び橋梁災害予防計画	121
第10節	河川施設等災害予防計画	123
第11節	二次災害の予防計画	124
第2章	災害活動体制・防災ネットワーク	126
第1節	情報の収集・連絡体制計画	126
第2節	活動体制計画	128
第3節	広域相互応援計画	131
第4節	自主防災組織等の育成に関する計画	134

第5節	企業防災に関する計画	136
第6節	ボランティア活動の環境整備	138
第7節	災害対策基金等積立及び運用計画	140
第3章	災害被害軽減	141
第1節	救助・救急・医療計画	141
第2節	消防・水防活動計画	145
第3節	災害時要援護者計画	151
第4節	緊急輸送計画	155
第5節	障害物の処理計画	157
第6節	避難収容活動計画	158
第7節	孤立防止対策	164
第8節	食料品等の備蓄・調達計画	169
第9節	給水計画	171
第10節	生活必需品の備蓄・調達計画	173
第11節	災害広報計画	175
第12節	農林水産物災害予防計画	177
第13節	積雪期の災害防災予防計画	179
第14節	災害復旧・復興への備え	183
第4章	防災教育、訓練・調査研究	184
第1節	防災知識普及計画	184
第2節	防災訓練計画	188
第3節	震災対策に関する調査研究及び観測	191
第3部	災害応急対策計画	
第1章	初動対応	251
第1節	非常参集職員の活動	251
第2章	災害情報の収集伝達	268
第1節	災害情報の収集・連絡活動	268
第2節	災害広報活動	275
第3章	応援・派遣	279
第1節	広域相互応援活動	279
第2節	自衛隊災害派遣活動	285
第4章	被害軽減対策	291
第1節	ヘリコプターの運用計画	291
第2節	救助・救急・医療活動	296
第3節	消防・水防活動	302
第4節	緊急輸送活動	306
第5節	避難収容活動	311
第6節	孤立地域対策活動	324

第7節	土砂災害等応急活動	327
第8節	二次災害防止活動	328
第5章	被災者の生活再建等の支援	332
第1節	災害時要援護者に対する応急活動	332
第2節	食料品等の調達供給活動	335
第3節	飲料水の調達供給活動	339
第4節	生活必需品の調達供給活動	341
第5節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	343
第6節	文教活動	345
第7節	飼養動物の保護対策	350
第8節	ボランティアの受入れ体制	351
第9節	義援物資、義援金の受入れ体制	353
第6章	災害救助法の適用	355
第1節	災害救助法の適用	355
第7章	応急復旧・事後処理	360
第1節	障害物の処理活動	360
第2節	保健衛生、防疫活動	364
第3節	死体の捜索及び処置等の活動	368
第4節	廃棄物の処理活動	371
第5節	危険物施設・ガス施設等応急活動	374
第6節	電気施設応急活動	376
第7節	上水道施設応急活動	378
第8節	下水道施設応急活動	381
第9節	通信・放送施設応急活動	383
第10節	建築物災害応急活動	385
第11節	道路及び橋梁応急活動	387
第12節	河川施設等応急活動	389
第13節	農林水産物災害応急活動	391

#### 第4部 災害復旧計画

第1章	災害復旧計画の作成	401
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	401
第2節	迅速な現状復旧の進め方	402
第3節	計画的な復興	405
第4節	資金計画	407
第2章	生活の安定化	410
第1節	被災者等の生活再建等の支援	410
第2節	被災中小企業等の復興	414

## 第5部 東海地震に関する事前対策計画

第1節 総則	501
第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	502
第3節 情報収集伝達計画	504
第4節 広報計画	505
第5節 避難活動	506
第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画	508
第7節 医療救護及び保健衛生活動計画	510
第8節 児童生徒等の保護活動計画	511
第9節 消防・救急救助対策等	512
第10節 警備対策	513
第11節 防災関係機関の講ずる措置	514
第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止	515
第13節 交通対策	516
第14節 緊急輸送	518
第15節 事業所等対策計画	519

## 第3編 風水害対策編

### 第1部 総則

第1節 計画作成の趣旨	551
第2節 防災の基本方針	552
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	553
第4節 被害想定	558

### 第2部 災害予防計画

第1章 防災基盤	601
第1節 風水害に強いまちづくり	601
第2節 危険物施設・ガス施設等災害予防計画	605
第3節 電気施設災害予防計画	605
第4節 上水道施設災害予防計画	606
第5節 下水道施設災害予防計画	607
第6節 通信・放送施設災害予防計画	608
第7節 土砂災害等の災害予防計画	611
第8節 建築物災害予防計画	615
第9節 道路及び橋梁災害予防計画	617
第10節 河川施設等災害予防計画	619
第11節 二次災害の予防計画	620

第2章 災害活動体制・防災ネットワーク	622
第1節 災害発生直前対策	622
第2節 情報の収集・連絡体制計画	623
第3節 活動体制計画	625
第4節 広域相互応援計画	628
第5節 自主防災組織等の育成に関する計画	628
第6節 企業防災に関する計画	628
第7節 ボランティア活動の環境整備	628
第8節 災害対策基金等積立及び運用計画	628
第3章 災害被害軽減	629
第1節 救助・救急・医療計画	629
第2節 消防・水防活動計画	629
第3節 災害時要援護者計画	629
第4節 緊急輸送計画	629
第5節 障害物の処理計画	630
第6節 避難収容活動計画	631
第7節 孤立防止対策	637
第8節 食料品等の備蓄・調達計画	641
第9節 給水計画	641
第10節 生活必需品の備蓄・調達計画	641
第11節 災害広報計画	641
第12節 農林水産物災害予防計画	642
第13節 災害復旧・復興への備え	644
第4章 防災教育、訓練・調査研究	645
第1節 防災知識普及計画	645
第2節 防災訓練計画	645
第3節 風水害対策に関する調査研究及び観測	646
第3部 災害応急対策計画	
第1章 初動対応	701
第1節 非常参集職員の活動	701
第2節 災害直前活動	721
第2章 災害情報の収集伝達	738
第1節 災害情報の収集・連絡活動	738
第2節 災害広報活動	738
第3章 応援・派遣	739
第1節 広域相互応援活動	739
第2節 自衛隊災害派遣活動	739
第4章 被害軽減対策	740

第1節	ヘリコプターの運用計画	740
第2節	救助・救急・医療活動	740
第3節	消防・水防活動	740
第4節	緊急輸送活動	740
第5節	避難収容活動	741
第6節	孤立地域対策活動	755
第7節	土砂災害等応急活動	758
第8節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	759
第5章	被災者の生活再建等の支援	762
第1節	災害時要援護者に対する応急活動	762
第2節	食料品等の調達供給活動	762
第3節	飲料水の調達供給活動	762
第4節	生活必需品の調達供給活動	762
第5節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	762
第6節	文教活動	763
第7節	飼養動物の保護対策	768
第8節	ボランティアの受入れ体制	768
第9節	義援物資、義援金の受入れ体制	768
第6章	災害救助法の適用	769
第1節	災害救助法の適用	769
第7章	応急復旧・事後処理	770
第1節	障害物の処理活動	770
第2節	保健衛生、防疫活動	770
第3節	死体の捜索及び処置等の活動	770
第4節	廃棄物の処理活動	770
第5節	危険物施設・ガス施設等応急活動	770
第6節	電気施設応急活動	770
第7節	上水道施設応急活動	770
第8節	下水道施設応急活動	770
第9節	通信・放送施設応急活動	770
第10節	建築物災害応急活動	771
第11節	道路及び橋梁応急活動	773
第12節	河川施設等応急活動	773
第13節	農林水産物災害応急活動	774
第4部	災害復旧計画	
第1章	災害復旧計画の作成	801
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	801
第2節	迅速な現状復旧の進め方	801



第3節 計画的な復興	801
第4節 資金計画	801
第2章 生活の安定化	802
第1節 被災者等の生活再建等の支援	802
第2節 被災中小企業等の復興	802

## 第4編 火山災害対策編

### 第1部 総則

第1節 計画作成の趣旨	851
第2節 防災の基本方針	852
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	853
第4節 被害想定	858

### 第2部 災害予防計画

第1章 防災基盤	901
第1節 火山災害に強いまちづくり	901
第2節 危険物施設・ガス施設等災害予防計画	904
第3節 電気施設災害予防計画	904
第4節 上水道施設災害予防計画	905
第5節 下水道施設災害予防計画	906
第6節 通信・放送施設災害予防計画	907
第7節 土砂災害等の災害予防計画	910
第8節 建築物災害予防計画	914
第9節 道路及び橋梁災害予防計画	915
第10節 河川施設等災害予防計画	917
第11節 二次災害の予防計画	918
第2章 災害活動体制・防災ネットワーク	920
第1節 災害発生直前対策	920
第2節 情報の収集・連絡体制計画	921
第3節 活動体制計画	923
第4節 広域相互応援計画	926
第5節 自主防災組織等の育成に関する計画	926
第6節 企業防災に関する計画	926
第7節 ボランティア活動の環境整備	926
第8節 災害対策基金等積立及び運用計画	926
第3章 災害被害軽減	927
第1節 救助・救急・医療計画	927

第2節	消防・水防活動計画	927
第3節	災害時要援護者計画	927
第4節	緊急輸送計画	927
第5節	障害物の処理計画	928
第6節	避難収容活動計画	929
第7節	孤立防止対策	936
第8節	食料品等の備蓄・調達計画	940
第9節	給水計画	940
第10節	生活必需品の備蓄・調達計画	940
第11節	災害広報計画	940
第12節	農林水産物災害予防計画	941
第13節	災害復旧・復興への備え	943
第4章	防災教育、訓練・調査研究	944
第1節	防災知識普及計画	944
第2節	防災訓練計画	944
第3節	火山災害対策に関する調査研究及び観測	945
第3部	災害応急対策計画	
第1章	初動対応	1001
第1節	非常参集職員の活動	1001
第2節	災害直前活動	1018
第2章	火山情報の収集伝達	1028
第1節	災害情報の収集・連絡活動	1028
第2節	災害広報活動	1028
第3章	応援・派遣	1029
第1節	広域相互応援活動	1029
第2節	自衛隊災害派遣活動	1029
第4章	被害軽減対策	1030
第1節	ヘリコプターの運用計画	1030
第2節	救助・救急・医療活動	1030
第3節	消防・水防活動	1030
第4節	緊急輸送活動	1030
第5節	避難収容活動	1031
第6節	孤立地域対策活動	1045
第7節	土砂災害等応急活動	1048
第8節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	1049
第5章	被災者の生活再建等の支援	1052
第1節	災害時要援護者に対する応急活動	1052
第2節	食料品等の調達供給活動	1052

第3節	飲料水の調達供給活動	1052
第4節	生活必需品の調達供給活動	1052
第5節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	1052
第6節	文教活動	1053
第7節	飼養動物の保護対策	1058
第8節	ボランティアの受入れ体制	1058
第9節	義援物資、義援金の受入れ体制	1058
第6章	災害救助法の適用	1059
第1節	災害救助法の適用	1059
第7章	応急復旧・事後処理	1060
第1節	障害物の処理活動	1060
第2節	保健衛生、防疫活動	1060
第3節	死体の捜索及び処置等の活動	1060
第4節	廃棄物の処理活動	1060
第5節	危険物施設・ガス施設等応急活動	1060
第6節	電気施設応急活動	1060
第7節	上水道施設応急活動	1060
第8節	下水道施設応急活動	1060
第9節	通信・放送施設応急活動	1060
第10節	建築物災害応急活動	1061
第11節	道路及び橋梁応急活動	1063
第12節	河川施設等応急活動	1063
第13節	農林水産物災害応急活動	1064
第4部	災害復旧計画	
第1章	災害復旧計画の作成	1101
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	1101
第2節	迅速な現状復旧の進め方	1101
第3節	計画的な復興	1101
第4節	資金計画	1101
第2章	生活の安定化	1102
第1節	被災者等の生活再建等の支援	1102
第2節	被災中小企業等の復興	1102
第5部	継続災害への対応方針	
第1節	避難対策	1151
第2節	安全確保対策	1153
第3節	被災者の生活支援対策	1155

## 第5編 その他災害対策編

### 第1部 雪害対策

第1章 災害予防計画	1201
第1節 雪害に強い地域づくり	1201
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	1204
第3節 観測・予測体制の充実	1208
第2章 災害応急対策計画	1209
第1節 災害直前活動	1209
第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	1212
第3節 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮	1215

### 第2部 危険物等災害対策

第1章 災害予防計画	1216
第1節 危険物等関係施設の安全性の確保	1216
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1218
第2章 災害応急対策計画	1220
第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	1220
第2節 災害の拡大防止活動	1221
第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策	1223

### 第3部 林野火災対策

第1章 災害予防計画	1224
第1節 林野火災に強い地域づくり	1224
第2節 林野火災防止のための情報の充実	1226
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	1227
第2章 災害応急対策計画	1229
第1節 林野火災の警戒活動	1229
第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制	1230
第3節 活動体制の確立	1231
第4節 消火活動	1232
第5節 二次災害の防止活動	1233
第3章 災害復旧計画	1234

## 第6編 資料編

資料 1	防災関係機関及び関係条例	
資料 1-1	防災関係機関一覧	1501
資料 1-2	王滝村防災会議条例	1503
資料 1-3	王滝村防災会議運営規程	1505
資料 1-4	王滝村災害対策本部条例	1506
資料 1-5	王滝村災害対策本部規程	1507
資料 1-6	王滝村災害対策本部配置図	1508
資料 1-7	土石流判定会運営要領	1509
資料 1-8	腕章、標識等	1510
資料 2	災害危険箇所	
資料 2-1	地すべり防止区域	1513
資料 2-2	山腹崩壊危険箇所	1513
資料 2-3	崩壊土砂流出危険箇所	1514
資料 2-4	急傾斜地崩壊危険箇所及び区域	1514
資料 2-5	土石流危険溪流	1515
資料 2-6	重要水防区域	1516
資料 2-7	土砂災害危険区域図	1517
資料 2-8	村内の河川図及び土石流危険溪流箇所	1519
資料 3	災害直前対策	
資料 3-1	雨量・水位観測所	1521
資料 4	災害情報の収集・連絡関係	
資料 4-1	被害状況等報告様式	1522
資料 5	広域相互応援関係	
資料 5-1	長野県消防相互応援協定書	1570
資料 5-2	長野県消防相互応援協定実施細則	1573
資料 5-3	長野県市町村災害時相互応援協定書	1576
資料 5-4	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	1579
資料 5-5	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	1581
資料 5-6	防災情報に関する協定書	1595
資料 5-7	災害時における王滝村と王滝郵便局の協力に関する協定書	1596
資料 5-8	消防業務相互応援協定書	1598
資料 6	救助・救急・医療関係	
資料 6-1	災害用医薬品備蓄事業所一覧	1602
資料 6-2	災害用医薬品一覧	1602

資料 7	消防関係	
資料 7-1	消防団・滝越自衛消防団組織図及び消防力	1607
資料 7-2	王滝村消防自動車一覧	1608
資料 7-3	消防署車両配備状況	1609
資料 7-4	消防水利現況	1609
資料 7-5	消防信号	1610
資料 8	水防関係	
資料 8-1	水防倉庫施設、資機材の状況	1611
資料 8-2	出水による交通遮断が予想される橋梁	1611
資料 9	緊急輸送関係	
資料 9-1	緊急交通路確保路線	1612
資料 9-2	自動車運転者の執るべき措置	1612
資料 9-3	近隣市町村輸送業者一覧	1613
資料 9-4	村有車両一覧	1614
資料 10	避難収容関係	
資料 10-1	避難所、避難地及びヘリポート一覧	1616
資料 10-2	避難所、避難地及びヘリポート一覧図	1619
資料 11	食料品等の調達供給関係	
資料 11-1	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀等の緊急引渡要領	1621
資料 11-2	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書	1629
資料 11-3	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀等の取扱いに関する協定書	1631
資料 12	危険物施設関係	
資料 12-1	危険物施設設置状況	1632
資料 13	上水道施設関係	
資料 13-1	水道施設概要	1634
資料 13-2	水利状況一覧	1637
資料 13-3	長野県水道協議会災害等相互応援要綱	1638
資料 14	下水道施設関係	

資料 14-1	下水道施設概要	1641
資料 15 通信・放送関係		
資料 15-1	王滝村防災行政無線一覧	1642
資料 15-2	防災相互通信用無線局設置機関一覧	1644
資料 15-3	防災連絡用機器等配置図	1645
資料 15-4	孤立防止用無線機の使用方法等	1647
資料 15-5	王滝村防災行政無線（移動系）管理運用規則	1648
資料 15-6	王滝村防災行政無線局（固定系、移動系）運用要綱	1653
資料 15-7	王滝村情報連絡無線施設の設置及び管理に関する条例	1655
資料 15-8	王滝村情報連絡無線施設の管理及び運営に関する規則	1657
資料 15-9	アマチュア無線局一覧	1661
資料 15-10	非常通信の内容	1662
資料 16 建築物関係		
資料 16-1	村内の文化財の状況	1663
資料 17 道路関係		
資料 17-1	村内の道路	1664
資料 17-2	緊急輸送路線等	1667
資料 17-3	村内の主要道路網図	1669
資料 17-4	建設業者一覧	1671
資料 18 ダム関係		
資料 18-1	ダム施設連絡体制	1672
資料 18-2	関西電力(株)連絡表	1673
資料 18-3	水資源機構連絡表	1675
資料 19 被災者等の生活再建等の支援関係		
資料 19-1	災害弔慰金の支給等に関する条例	1676
資料 19-2	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	1681
資料 19-3	王滝村地震災害復興資金あっせん規則	1684
資料 20 地震防災対策関係		
資料 20-1	気象庁震度階級関連解説表	1686
資料 21 雪害対策関係		
資料 21-1	除雪機械配備状況	1688

資料 22 林野火災対策関係

資料 22-1 長野県林野火災空中消火実施要領（抜粋） .....	1689
資料 22-2 長野県林野火災空中消火資機材貸付要綱 .....	1692

資料 23 その他

資料 23-1 王滝小・中学校防災計画 .....	1693
資料 23-2 災害時の職員の対応 .....	1700
資料 23-3 御嶽山の概況 .....	1703
資料 23-4 長野県西部地震の概要 .....	1705



第 4 編  
火山災害対策編

# 火山災害対策編 目次

## 第4編 火山災害対策編

### 第1部 総則

第1節 計画作成の趣旨	851
第2節 防災の基本方針	852
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	853
第4節 被害想定	858

### 第2部 災害予防計画

第1章 防災基盤	901
第1節 火山災害に強いまちづくり	901
第2節 危険物施設・ガス施設等災害予防計画	904
第3節 電気施設災害予防計画	904
第4節 上水道施設災害予防計画	905
第5節 下水道施設災害予防計画	906
第6節 通信・放送施設災害予防計画	907
第7節 土砂災害等の災害予防計画	910
第8節 建築物災害予防計画	914
第9節 道路及び橋梁災害予防計画	915
第10節 河川施設等災害予防計画	917
第11節 二次災害の予防計画	918
第2章 災害活動体制・防災ネットワーク	920
第1節 災害発生直前対策	920
第2節 情報の収集・連絡体制計画	921
第3節 活動体制計画	923
第4節 広域相互応援計画	926
第5節 自主防災組織等の育成に関する計画	926
第6節 企業防災に関する計画	926
第7節 ボランティア活動の環境整備	926
第8節 災害対策基金等積立及び運用計画	926
第3章 災害被害軽減	927
第1節 救助・救急・医療計画	927
第2節 消防・水防活動計画	927
第3節 災害時要援護者計画	927
第4節 緊急輸送計画	927
第5節 障害物の処理計画	928

第6節	避難収容活動計画	929
第7節	孤立防止対策	936
第8節	食料品等の備蓄・調達計画	940
第9節	給水計画	940
第10節	生活必需品の備蓄・調達計画	940
第11節	災害広報計画	940
第12節	農林水産物災害予防計画	941
第13節	災害復旧・復興への備え	943
第4章	防災教育、訓練・調査研究	944
第1節	防災知識普及計画	944
第2節	防災訓練計画	944
第3節	火山災害対策に関する調査研究及び観測	945

第3部 災害応急対策計画

第1章	初動対応	1001
第1節	非常参集職員の活動	1001
第2節	災害直前活動	1018
第2章	火山情報の収集伝達	1028
第1節	災害情報の収集・連絡活動	1028
第2節	災害広報活動	1028
第3章	応援・派遣	1029
第1節	広域相互応援活動	1029
第2節	自衛隊災害派遣活動	1029
第4章	被害軽減対策	1030
第1節	ヘリコプターの運用計画	1030
第2節	救助・救急・医療活動	1030
第3節	消防・水防活動	1030
第4節	緊急輸送活動	1030
第5節	避難収容活動	1031
第6節	孤立地域対策活動	1045
第7節	土砂災害等応急活動	1048
第8節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	1049
第5章	被災者の生活再建等の支援	1052
第1節	災害時要援護者に対する応急活動	1052
第2節	食料品等の調達供給活動	1052
第3節	飲料水の調達供給活動	1052
第4節	生活必需品の調達供給活動	1052
第5節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	1052

第6節	文教活動	1053
第7節	飼養動物の保護対策	1058
第8節	ボランティアの受入れ体制	1058
第9節	義援物資、義援金の受入れ体制	1058
第6章	災害救助法の適用	1059
第1節	災害救助法の適用	1059
第7章	応急復旧・事後処理	1060
第1節	障害物の処理活動	1060
第2節	保健衛生、防疫活動	1060
第3節	死体の捜索及び処置等の活動	1060
第4節	廃棄物の処理活動	1060
第5節	危険物施設・ガス施設等応急活動	1060
第6節	電気施設応急活動	1060
第7節	上水道施設応急活動	1060
第8節	下水道施設応急活動	1060
第9節	通信・放送施設応急活動	1060
第10節	建築物災害応急活動	1061
第11節	道路及び橋梁応急活動	1063
第12節	河川施設等応急活動	1063
第13節	農林水産物災害応急活動	1064
第4部	災害復旧計画	
第1章	災害復旧計画の作成	1101
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	1101
第2節	迅速な現状復旧の進め方	1101
第3節	計画的な復興	1101
第4節	資金計画	1101
第2章	生活の安定化	1102
第1節	被災者等の生活再建等の支援	1102
第2節	被災中小企業等の復興	1102
第5部	継続災害への対応方針	
第1節	避難対策	1151
第2節	安全確保対策	1153
第3節	被災者の生活支援対策	1155



# 第1部 総則

## 第1節 計画作成の趣旨

### 第1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な火山災害に対処するため、雲仙普賢岳噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓とし、さらに近年の社会構造の変化等を踏まえ、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、『かけがえのない住民の生命、身体及び財産を火山災害から保護すること』を目的とする。

### 第2 計画の基本方針

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、王滝村防災会議が作成する「王滝村地域防災計画」の第4編「火山災害対策編」として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定める。
- (2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」・「災害復旧計画」の基本的事項を定め、火山災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- (3) この計画は、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

### 第3 他の計画との調整

この計画の実施にあたっては、木曾町及び他の関係機関が行う防災活動との調整を図り、計画が効率的かつ円滑に実施できるよう努める。

## 第2節 防災の基本方針

本村は御嶽山麓の急峻な地形、急勾配の溪流、長野県西部地震に伴って発生した大規模な崩壊や地盤の緩み、脆弱な地層を有する自然的条件と、過疎化、高齢化、多くの観光客等という社会的条件に配慮し、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講ずる。

### 1 防災対策を行うにあたっては

- 周到かつ十分な災害予防
- 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 適切かつ速やかな災害復旧・復興

を基本とし、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、人的・経済的被害を軽減する、いわゆる減災対策の一層の充実を図る。

### 2 村、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に

- 防災施設・設備の整備促進
- 防災体制の充実
- 住民の防災意識の高揚・自主防災組織の育成強化
- 高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍住民等、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
- 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有を図る。

### 3 住民

「自らの身の安全は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。

### 4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 村

王滝村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、木曽広域消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 木曽広域消防本部

木曽広域消防本部は、災害から構成町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施するとともに、村災害対策本部の業務に従事する。

#### 3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 7 登山者

御嶽山の登山者は、進んで村の防災対策に寄与するように努める。



## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 村

- (1) 王滝村防災会議及び王滝村災害対策本部に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関する事。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関する事。
- (4) 火山情報等に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。
- (7) 火山災害に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関する事。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関する事。
- (9) その他防災に関する事。

### 2 木曽広域消防本部

- (1) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (2) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (3) 防災に関する訓練の実施及び教育に関する事。
- (4) 自主防災組織の育成指導に関する事。
- (5) 村災害対策本部の業務に関する事。

### 3 県（木曽地方事務所、木曽建設事務所、木曽保健福祉事務所）

- (1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関する事。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関する事。
- (4) 火山情報等に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。
- (7) 火山災害に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関する事。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- (9) その他火山防災に関する事。

#### 4 木曾警察署

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (3) 被災者の救出に関すること。
- (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。
- (5) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。
- (7) 危険物の取締りに関すること。
- (8) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。

#### 5 指定地方行政機関

- (1) 関東農政局長野農政事務所  
災害時における主要食糧の供給に関すること。
- (2) 中部森林管理局（木曾森林管理署）
  - ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。
  - イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
  - ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
- (3) 中部地方整備局（飯田国道事務所木曾維持出張所）、関東地方整備局  
災害に関する情報の収集、広報、災害時における交通確保、応急工事等災害応急対策に関すること。

#### 6 陸上自衛隊第13普通科連隊

- (1) 被害状況の把握に関すること。
- (2) 避難の援助に関すること。
- (3) 遭難者等の捜索救助に関すること。
- (4) 水防活動に関すること。
- (5) 消防活動に関すること。
- (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除に関すること。
- (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援に関すること。
- (8) 通信支援に関すること。
- (9) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。
- (10) 炊飯及び給水支援に関すること。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与に関すること。
- (12) 交通規制の支援に関すること。
- (13) 危険物の保安及び除去に関すること。

#### 7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 郵便事業(株)信越支社  
災害時における郵便事業の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。

- (2) 郵便局(株)信越支社  
災害時における窓口業務の確保に関すること。
- (3) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)）
  - ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。
  - イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
- (4) 日本放送協会（松本支局）  
気象予報及び警報、注意報その他、災害情報等の広報に関すること。
- (5) 日本通運(株)（木曾営業所）  
災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
- (6) 中部電力(株)（木曾福島営業所）
  - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
  - イ 電力の供給に関すること。
- (7) 水資源機構（愛知用水総合管理所牧尾管理所）  
ダムの防災に関すること。
- (8) 路線バス会社等（おんたけ交通(株)）  
災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
- (9) 貨物自動車運送事業者（社団法人長野県トラック協会）  
災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
- (10) 放送各社（信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野 FM 放送(株)）  
天気予報及び気象警報、注意報その他、災害情報等の広報に関すること。
- (11) 長野県情報ネットワーク協会  
天気予報及び気象警報、注意報その他、災害情報等の広報に関すること。
- (12) 木曾医師会  
災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (13) 長野県エルピーガス協会  
液化石油ガスの安全に関すること。
- (14) 社団法人長野県建設業協会（木曾支部）  
災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 木曾農業協同組合、木曾農業協同組合西部事業部王滝村支所
  - ア 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
  - イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
  - ウ 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。
  - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。
  - オ 農産物の需給調整に関すること。
- (2) 木曾森林組合
  - ア 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
  - イ 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。

- ウ 木材の供給と物資の斡旋に関する事。
- (3) 木曾町商工会
  - ア 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
  - イ 被災組合員の融資、斡旋の協力に関する事。
  - ウ 災害時における物価安定の協力に関する事。
  - エ 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関する事。
- (4) 区長、王滝村社会福祉協議会、王滝村民生・児童委員協議会、青年・婦人団体、自主防災組織等、  
幼児・児童・生徒の保護者団体
  - ア 村、県が行う災害応急対策の協力に関する事。
  - イ 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事。
- (5) 危険物施設の管理者
  - ア 安全管理の徹底に関する事。
  - イ 防護施設の整備に関する事。
- (6) 火山防災上重要な施設の管理者（山小屋等の避難施設の管理者等）
  - ア 御嶽山の火山活動の監視並びに情報連絡に関する事。
  - イ 村の行う登山者等の避難誘導及び収容等の協力に関する事。
  - ウ 自らの施設の噴火防災に関する事。

(資料 1-1 「防災関係機関一覧」参照)

## 第4節 被害想定

### 第1 基本的な考え方

本計画における火山災害の想定は、御嶽山ハザードマップ、三宅島や有珠山等の過去の災害等に基づき、御嶽山ハザードマップで想定している規模の災害現象が発生した場合に予想される被害量や被害の様相、さらには火山災害対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧・復興計画等の目標とするものである。

### 第2 想定する噴火規模

想定する噴火規模としては、御嶽山ハザードマップで想定している今からおよそ 2～9 万年に発生したと考えられる、最大規模の噴火が発生した場合を想定した。発災条件は以下のとおりである。

危険区域：御嶽山ハザードマップ災害予想区域、山腹崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び区域

季節：1月上旬

時刻：週末の午前10時

人口：1,100人

観光客数：201人

#### 想定観光客数(1日当たり)

御 岳 高 原	宿 泊 客	45 人	王 滝 川 溪 谷 (滝越～野口)	宿 泊 客	0 人
	日 帰 り 客	160 人		日 帰 り 客	1 人
	小 計	200 人		小 計	1 人

注：想定観光客数は、平成20年度観光地利用者統計（1月）による観光客数の25%とした。

### 第3 被害想定結果

項目	被害量	単位	備考
危険区域内住民数	970	人	
ハザードマップ災害予想区域	810	人	御嶽山ハザードマップ災害予想区域における戸数（世帯数）から算出した。（注）
急傾斜地崩壊危険箇所及び区域	160	人	山腹崩壊危険箇所に係る戸数、急傾斜地崩壊危険箇所及び区域の保全対象戸数から算出した。（注）
危険区域外住民数	130	人	
避難住民数	1,100	人	危険区域外の住民もライフライン被害により避難することを想定した。
被害戸数	403	戸	危険区域内の戸数（世帯数）である。
住民被害人員（死者数）	49	人	危険区域内住民数のうち5%が被害に遭うと仮定した。
観光客被害人員（死者数）	10	人	御岳高原観光客のうち5%が被害に遭うと仮定した。

注：各危険区域の戸数（世帯数）を、平成12年度国勢調査による王滝村の世帯平均人数で除して算出した数値を、平成17年度国勢調査数値で案分した値である。

（平成12年度国勢調査の行政人口1,200人、世帯数498世帯、平成17年度国勢調査人口1,100、世帯数426世帯）

### 第4 被害想定被害に基づく危険度

被害想定の結果に基づき地域の危険性を評価すると、ライフラインの多くが支障を来すとともに、道路被害が起き、混乱する危険性が高い。木曾町と連絡する県道御岳王滝黒沢線、村道1号線のほか、集落間を結ぶ道路は被災する可能性が高く、九蔵、野口、滝越、鞍馬・崩越及び二子持の各集落が孤立するとともに、王滝村が孤立する可能性が高い。本村は老朽化した木造の建造物が多く、宿泊施設も多数あるため、火山性地震による家屋の倒壊や火災等にも警戒が必要である。夏期や冬期を中心に観光客も多く、道路が寸断されれば観光客が御岳高原に取り残されるおそれがあり、混乱する可能性が高い。火山災害の場合は噴火現象が長期間に及ぶ可能性が高く、住民・観光客避難、医療活動、食料・物資輸送等への多大な支障が予想される。



## 第2部 災害予防計画

### 第1章 防災基盤

#### 第1節 火山災害に強いまちづくり

##### 第1 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山・治水事業等の総合的、計画的推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

##### 第2 主な取組み

- 1 交通、通信施設の火山災害に対する安全性の確保及び、治山・治水事業等の総合的、計画的推進等により、火山災害に強い郷土を形成する。
- 2 総合的火山災害対策の推進による火山災害に強いまちの形成、ライフライン施設の機能確保等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

##### 第3 計画

###### 1 火山災害に強い村土づくり

###### 【現況・課題】

本村には、現在も活動中の御嶽山があり、平坦部の少ない急峻な地形、弱い地質、急勾配の河川の存在などから、火山災害による大きな被害が懸念される。御嶽山ハザードマップ想定規模の火山噴火が発生すると、被害想定の結果から、建物被害は403戸、人的被害は住民の死者50人、観光客の死者34人（本編 第1部第4節「被害想定」参照）が想定されるが、これらのほか避難所施設、道路等構造物・施設等の被害が予想される。そのため、災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

###### (1) 村（全部）

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、泥石流、土石流、がけ崩れ等による火山災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努める。
- ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努める。
- エ 火山災害に強い村土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。

###### (2) 通信施設管理機関

基幹的な通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努める。



## 2 火山災害に強いまちづくり

### 【現況・課題】

御嶽山麓周辺への移住地、観光地の拡大、ライフラインへの依存度の増大等により火山災害の及ぼす被害は多様化している。御嶽山ハザードマップ想定規模の火山噴火が発生すると、被害想定の結果から、建物被害は440戸、人的被害は住民の死者53人、観光客の死者34人（本編 第1部第4節「被害想定」参照）が想定されるが、これらのほか避難所施設、観光施設、道路等構造物・施設等の被害が予想されており、火山災害に強いまちづくりが必要となっている。

#### (1) 村

##### ア 火山災害に強いまちの形成（全部）

- (ア) 必要に応じ、噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- (イ) 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民、観光客等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための幹線道路等の整備を推進する。
- (ウ) 御嶽山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備が進んでいるため、これらを利用した適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を行う。
- (エ) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

##### イ 防災施設の整備（総務課総務係、総務課企画係、産業課土木係、産業課施設管理係）

- (ア) 食料・生活物資・資機材等の備蓄倉庫、非常電源、防災車両等の倉庫等を備えた地域防災の拠点となる公共施設の整備を推進する。
- (イ) 防災機能を有する各施設（消防倉庫、水防倉庫、食料・生活物資・資機材備蓄倉庫等）の整備を推進する。
  - a 消防倉庫は、消防力の基準等に基づいて整備を図る。特に、御岳高原における消防倉庫の整備、機能の向上に努める。
  - b 水防倉庫は、長野県水防計画に定める基準に基づき整備を図る。
  - c 食料・生活物資・資機材備蓄倉庫等は、村中心部のほか、御岳高原、各地区への分散配置に努める。
- (ウ) 公園、広場、運動場は、被災した住民の避難地として防災上重要な施設であることを考慮して、避難地としての機能向上を図る。松原スポーツ公園は、ハザードマップ災害予想区域に接しているため、火山災害に対応した整備を実施した上で、避難地としての整備に努める。

##### ウ 御岳高原における対策（総務課総務係、総務課企画係、産業課土木係）

- (ア) 既存公共施設の防災機能の向上に努める。
- (イ) 今後建設する施設に対しては、防災としての機能を付加するように努める。
- (ウ) 火山の特性から、噴石の降下等が予想されるため、退避壕その他退避施設の整備を推進する。
- (エ) 避難のための道路等の整備を推進する。

##### エ 火山災害に対する建築物等の安全化（総務課総務係）

不特定多数の者が利用する建築物等については、耐震性の向上等火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

## オ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) 上・下水道の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。(住民課上下水道係)
- (イ) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。(産業課土木係)
- (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。(全部)

## カ 降灰対策(総務課総務係)

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

## キ 災害応急対策等への備え(全部)

火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

## (2) 関係機関(全機関)

## ア 火山災害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

## イ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) 上・下水道、電気、ガス、電話等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (イ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

## ウ 災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第2節 危険物施設・ガス施設等災害予 防計画	105	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の 表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ●「震災」を「火山災害」に ●「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第3節 電気施設災害予防計画	107	

## 第4節 上水道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の火山災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼動できる状態に維持し、かつ、被災を受けにくいものとする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、老朽施設の更新、改良を行い、施設の耐震化を図る。

### 第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

### 第3 計 画

#### 1 上水道施設災害予防計画

##### 【現況・課題】

本村の水道は、4 箇所の簡易水道施設、1 箇所の給水施設によって供給されており、その普及率は99.7%（第3次王滝村長期振興計画による）である。施設の耐震化、老朽施設の更新を計画的に進めているが、災害時のライフライン確保として、バイパス管、管路ルートの変更など緊急時連絡管等の整備も行う必要がある。（資料13-1「水道施設概要」参照）

水道事業者相互の応援体制については、「長野県水道協議会災害等相互応援要綱」により県内の他市町村へ応援を依頼することが可能である。（資料13-3「長野県水道協議会災害等相互応援要綱」参照）

##### (1) 村（住民課上下水道係）

- ア 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- イ 配水系等の相互連絡のブロック化を図る。
- ウ 復旧資材の備蓄を行う。
- エ 水道管路図等の整備を行う。

## 第5節 下水道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

下水道等の施設の建設にあたっては、御嶽山が持つ固有の活動特性に応じ、施設の位置等について検討しなければならない。

村は、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### 第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等により施設の安全性を確保するとともに、他の地方公共団体との広域応援体制を整備する。

### 第3 計画

#### 1 下水道施設災害予防計画

##### 【現況・課題】

本村の下水道は、昭和63年から整備が進められており、平成2年からは戸別の合併処理浄化槽事業に意欲的に取り組んできた結果、水洗化率は県下でも比較的高い整備水準にある。(資料14-1「下水道施設概要」参照)

今後の下水道整備においては、既存施設の調査、補強等の対策を推進するとともに、施設の新設にあたっては、集落内に降った雨水を速やかに排除するため、雨水浸透型の配水設備の導入を図る必要がある。

##### (1) 村（住民課上下水道係）

- ア 災害時の対応を定めた、災害対策要領等を策定する。
- イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。
- ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。
- エ 発電器、ポンプ等の緊急用・復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。
- オ 下水道台帳等の適切な調整・保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。
- カ 必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## 第6節 通信・放送施設災害予防計画

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置を講ずる。

### 第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 村は通信施設の火山災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の火山災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 通信ケーブルの地中化を推進する。

### 第3 計画

#### 1 緊急時のための通信確保

##### 【現況・課題】

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

##### (1) 村（総務課総務係）、全機関

各機関において、有線・無線系および衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の三重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。特に、村においては以下の事項の推進に努める。

- ア 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を整備する。
- イ 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。（資料 15-9「アマチュア無線局一覧」参照）
- ウ 行政と住民の双方を結ぶ相互通信システム等、非常通信確保のための新しい通信システムの導入を図る。
- エ 携帯電話、衛星携帯電話、ビジネス用移動通信システム（MCA）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- オ 携帯電話の通話可能範囲の拡充を携帯電話サービス事業者に要請する。
- カ 村防災行政無線通信施設における基地局及び予備電源装置の分散化、機器の三重化を図る。

#### 2 村防災行政無線通信施設災害予防

##### 【現況・課題】

村では、災害時の対応として、県と交信のできる長野県防災行政無線を役場内に設置している。

住民への情報伝達には、同報無線を設置し、屋外親局 1 基、屋外子局 16 基、全家庭に個別受信機を配置している。

移動系無線は68台が整備されており、役場、公用車、消防車等に常備されている。設置後15年以上経過しているものもあり、現在施設を更新中である。(資料15-1「王滝村防災行政無線一覧」参照)

また、停電時における通信施設の電源確保のため、役場内に発動発電器を4台設置している。

木曽広域ネットワークは、木曽連合と3町3村の各役場、公民館等の各種公共施設を光ファイバー等でネットワーク接続し、広域行政情報、生涯学習支援情報、地域情報等を住民に提供するシステムであり、本村においては村役場及び保健福祉センター等への接続が図られているところである。

テレビ共同受信施設(地上テレビジョン放送をケーブルにより再放送する施設)は村内に5ヶ所あるが、老朽化が進んでいる。

(1) 村(総務課総務係)

- ア 通信機器及び予備電源装置の更新を行い、災害発生に備える。
- イ 通信機器及び予備電源装置の取扱い習熟のための訓練を行う。
- ウ 通信機器の動作試験を実施するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態にする。
- エ 基地局及び予備電源装置の分散化、機器の三重化を図る。

### 3 電信電話施設災害予防

#### 【現況・課題】

従来の災害対策に包括された中で実施し、主要な電気通信施設等について耐震及び耐火構造を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(1) 村

村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図る。

(2) 電気通信事業者

災害に強い通信サービスの実現にむけて、電気通信設備と付帯設備には必要な耐水、耐風及び耐雪を行うとともに、下記の施策を逐次実施する。

ア 被災状況の早期把握

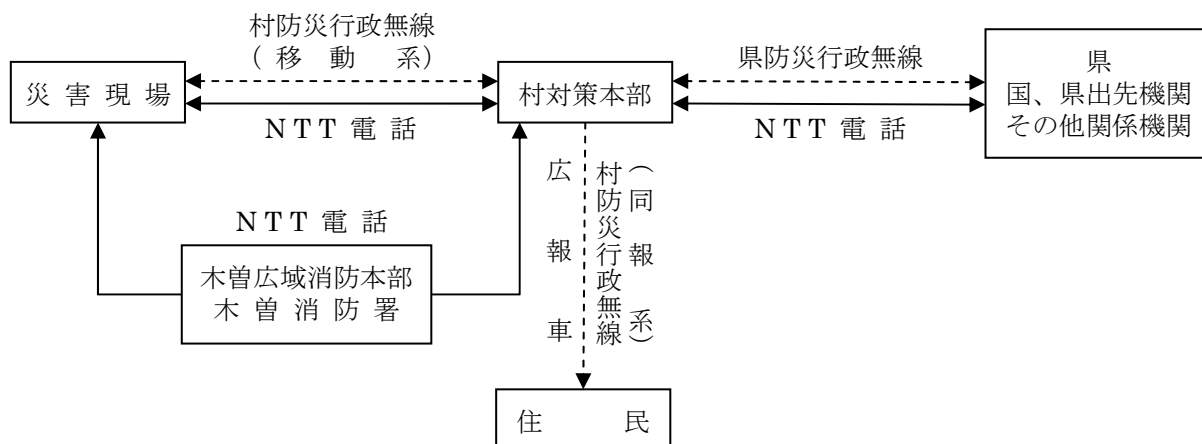
村防災機関等との情報連絡の強化を図る。

イ 通信システムの高信頼化

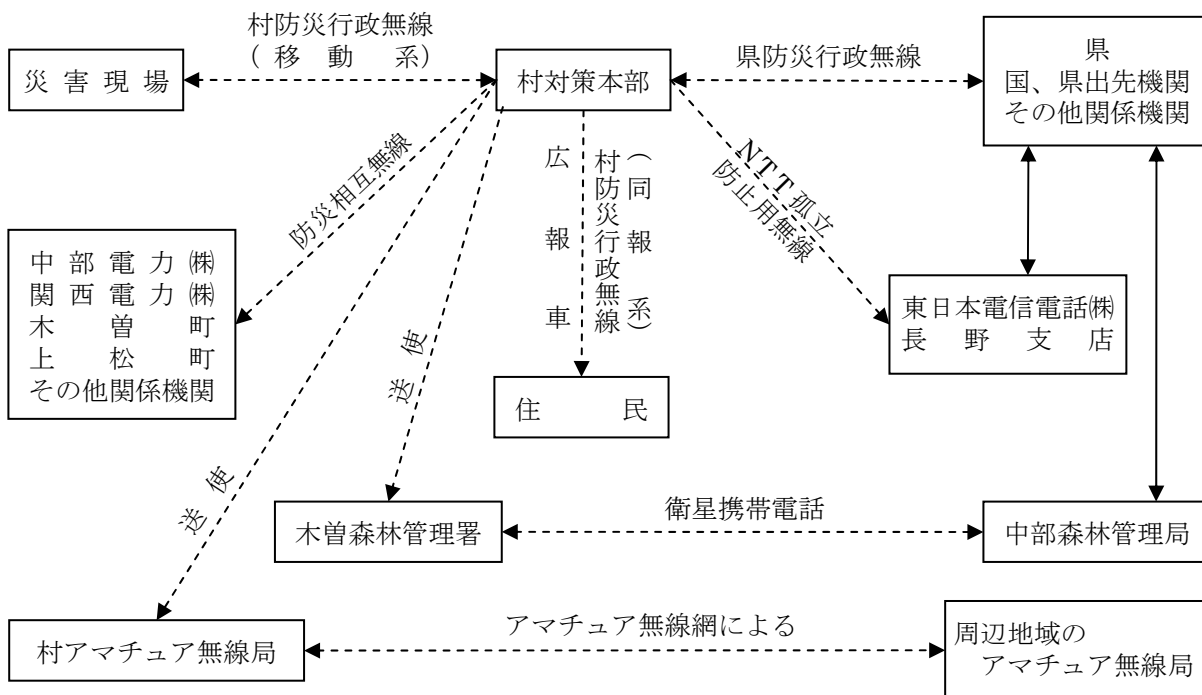
- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- (イ) 主要な交換機を分散設置する。
- (ウ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

災害通信系統図

■ 通常の災害（NTT電話が使用できる場合使用できる場合）



■ 通常の災害（NTT電話が使用できる場合使用できない場合）



注：村対策本部から災害現場及び関係機関への連絡は、携帯電話、衛星携帯電話も利用する。



## 第7節 土砂災害等の災害予防計画

### 第1 基本方針

本村は火山噴出物からなる弱い地質、御嶽山麓の急峻な地形の特異性などから多くの危険箇所があるため、火山噴火に起因する土砂崩壊、泥石流等による被害が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため、県、村等関係機関が中心となり、危険範囲を把握するための御嶽山ハザードマップが作成された。今後は、これをもとに、総合的かつ長期的な対策を講ずる必要がある。

特に、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する火山災害予想区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受け見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

### 第2 主な取組み

- 1 御嶽山ハザードマップによる危険箇所や、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険区域等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を図る。
- 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定の促進を図る。
- 3 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害危険区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

### 第3 計 画

#### 1 地すべり対策

##### 【現況・課題】

本村の地質は、安山岩未固結の火砕物を含む火山灰が堆積し、段丘地形を形成しており、上部の層は水を含んでいるため、地すべりを起こしやすい構造となっている。土砂災害による被害を防止するため、地すべり防止法等に基づき、長野県西部地震で災害が生じた箇所を中心とした松越、上島、滝越、九蔵が地すべり防止区域に指定されている。

防災対策工事は完了しているが、災害警戒期には警戒・巡視を行う必要がある。

#### (1) 村

ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。（総務課総務係、産業課）

イ 地すべり防止区域を住民に周知する。(産業課)

ウ おおむね対策工事が完了した地区について、県からの委託により巡視及び修繕を行う。(産業課)

エ 地すべり防止区域指定外の区域についても巡視を強化し、地すべり災害を防止する。(産業課)

## (2) 住民

地すべりの危険性及び警戒避難に関する知識を深める。

## 2 土石流対策

### 【現況・課題】

御嶽山の山体では、放射線状に河川の浸食が進行しており、中腹では、200m から 300m に及ぶ険しい渓谷が形成され、河床は基盤岩にまで達しているものが多く、30度を越える最上流部の斜面は、袖部を洗掘され、極めて不安定な状態にある。長野県西部地震後における大小の崩壊地は、“御嶽くずれ”をはじめ 350 箇所にとんでいる。

地質は、古成層を基盤として、その上部に御嶽火山の噴出物や泥流堆積物が存在している。火山噴出物のうち軽石擬灰岩は、地下水の影響を受け易く特に不安定な存在であるため、火山活動による斜面崩壊及びそれに起因する土石流には充分注意を要する。

本村においては、18 箇所の溪流が土石流危険溪流に指定されており、国の総合土石流対策モデル事業の一環として、木曾建設事務所により大又川、鈴ヶ沢等 13 箇所が土石流危険区域に指定されている。(資料 2-5「土石流危険溪流」参照)

したがって、今後は、なお一層、土石流危険溪流の周知、警戒避難体制の確立を図るとともに、土石流危険溪流の表示、警報の伝達、避難等の方法を定め、緊急時に際して、各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備・確立を図る。

### (1) 村

ア 昭和 63 年度に木曾建設事務所により報告された総合土石流対策モデル事業（王滝地区）報告書に基づき、土石流危険区域毎に避難場所・避難路、伝達方法が指定されているが、これらの住民への周知・徹底を図る。(総務課総務係)

イ 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険溪流を住民に周知する。(総務課総務係)

ウ 県と連携し、土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。(総務課総務係、産業課土木係)

### (2) 住民

土石流危険溪流についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

## 3 急傾斜地崩壊防止対策

### 【現況・課題】

本村における急傾斜地崩壊危険箇所は 14 箇所、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく危険区域は 2 箇所存在する。(資料 2-4「急傾斜地崩壊危険箇所及び区域」参照)

がけ崩れを未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

(1) 村

がけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

ア 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。(総務課総務係)

イ 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。(総務課総務係)

ウ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な避難勧告又は、指示を行えるような基準及び伝達方法などについて、避難計画を確立する。(総務課総務係)

エ 避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。(総務課総務係)

オ 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。(産業課土木係)

(2) 住民

ア 日ごろから危険箇所についての知識を深めるとともに、安全な避難所の確認をして、警戒避難体制の確立を図る。

#### 4 泥流対策

##### 【現況・課題】

本村は、御嶽山の火山噴出物により生成された軟弱な地盤の地域が広く分布しており、火山の噴火による火砕流、降灰、泥流、土石流等が発生する危険性が高い。火山は、雲仙普賢岳や三宅島災害等にみられるように、一度本格的な噴火活動を開始すると甚大かつ長期間に渡る災害が発生することとなる。この被災を最小限に抑えるため、災害防止施設を整備することはもちろん、万一に備えて事前に警戒避難体制を確立しておく必要がある。

(1) 村(総務課総務係)

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

(2) 住民

ア 危険区域等について、知識を深めるとともに、安全な避難場所を確認する。

#### 5 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

##### 【現況・課題】

保健福祉センター及び保育所が土砂災害危険区域(地すべり防止区域)に立地している。これらの地域については、災害時要援護者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

## (1) 村（総務課総務係）

- ア 防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて施設利用者に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。

## 6 土砂災害警戒区域の対策

## 【現況・課題】

本村は地形が複雑であることから、地すべり、急傾斜地帯が多く存在している。地すべり等防止法による地すべり防止区域は松越、上島、滝越、九蔵地区の4箇所が指定されており、急傾斜地崩壊危険箇所は14箇所、急傾斜地崩壊危険区域は2箇所、土石流危険渓流18渓流指定されている。また、山腹崩壊危険地区は27箇所、崩壊土砂流出危険地区は12箇所指定されている。長野県西部地震により御嶽山南麓を中心に多数の崩壊地が生じており、地盤も緩んでいることから地すべりや山腹崩壊の発生が危惧される。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

## (1) 村（総務課総務係）

- ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

- (ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

- (イ) 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

- イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

- (ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。

- (イ) 土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

## 第8節 建築物災害予防計画

### 第1 基本方針

火山の噴火等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の安全性の向上を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 火山の噴火等による被害を最小限に抑えるため、建築物の堅牢化に努める。
- 2 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第3 計 画

#### 1 建築物

##### 【現況・課題】

火山の噴火等による被害を防止するため、建築物の堅牢化を図る必要がある。

##### (1) 村（総務課総務係）

ア 公共の建築物の建築にあたっては、堅牢化に努める。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 建築にあたっては、堅牢化に努める。

#### 2 文化財

##### 【現況・課題】

文化財は文化財保護法等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本村における指定文化財のうち有形文化財はそのほとんどが歴史的資料、絵画であるため、火山災害対策とともに、防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図る。（資料 16-1「村内の文化財の状況」参照）

なお、御嶽神社等への参拝者が多いことから、見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

##### (1) 村（教育委員会生涯学習係）

王滝村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

##### (2) 所有者

ア 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防組織の確立を図る。

## 第9節 道路及び橋梁災害予防計画

### 第1 基本方針

火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。

### 第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の火山災害に対する安全性を確保する。
- 2 火山災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

### 第3 計画

#### 1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備

##### 【現況・課題】

被害想定で想定している規模の火山噴火により、道路及び橋梁は火砕流・噴石の降下により施設の破損、降灰による埋塞が予想される。また、噴火後の降雨による土石流で二次災害の発生も予想される。この対策として御嶽山ハザードマップを基に、火山噴火等に対する避難のための道路整備を推進する必要がある。

##### (1) 村（産業課各係）

- ア 施設整備計画により火山災害に対する安全性を配慮して、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- イ 岐阜県へ通じる道路の整備、各地区間を結ぶ主要道路の拡幅、路線の複線化等、避難のための道路整備を推進する。
- ウ 御嶽山周辺の主要道路においては、火山の特性から、噴石の降下等が予想されるため、退避壕その他退避施設の整備を推進する。

#### 2 関係団体との協力体制の整備

##### 【現況・課題】

火山災害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。

応急復旧は、各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として、火山災害後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。

また、応急復旧のために、建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

##### (1) 村（産業課土木係）

- ア 各関係機関との協力体制を整備するとともに、平時から連携を強化する。

イ 応急復旧のために木曾建設事業協同組合等と事前に業務協定を締結しておき、交通の速やかな復旧に備える。

### 3 危険防止のための事前規制

#### 【現況・課題】

火山の異常な活動を把握し、道路及び橋梁に火山災害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

#### (1) 村（産業課土木係）

ア 火山災害が予想される場合、村は警察等と連携し、火山活動に関する情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

## 第10節 河川施設等災害予防計画

### 第1 基本方針

河川施設等は、火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、点検、整備等を行い安全の確保に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 火山災害が予想される堤防等の点検を行うとともに、安全性の向上を図るため河川の火山災害に対応した整備を行う。
- 2 ダム施設は、火山災害が直接予想される場所には設置していないが、管理中のダムについては定期点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

### 第3 計 画

#### 1 河川施設災害予防

##### 【現況・課題】

火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが予想されるため、火山災害に対応した河川の整備が必要である。

##### (1) 村（産業課土木係）

ア 施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

#### 2 ダム施設災害予防

##### 【現況・課題】

本村においては、水源開発公団牧尾ダム、関西電力㈱王滝川ダム及び三浦ダムの3施設があるが、火山災害が直接ダム施設に影響を及ぼすと予想される場所には設置しておらず、定期的に点検整備を行い施設の維持管理に努める。

##### (1) 村（総務課企画係）

ア ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。

##### (2) 水資源機構、関西電力㈱

ア ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。

イ ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。



## 第11節 二次災害の予防計画

### 第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の火災、降水量等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が重要である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害予防のための措置を講ずる。
- 2 危険物等に係る二次災害予防のための措置を講ずる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

### 第3 計 画

#### 1 構造物に係る二次災害予防対策

##### 【現況・課題】

本村においては、県道御岳王滝黒沢線が他町村と連絡する主要道路であり、これが寸断されれば孤立化は避けられない。県道御岳王滝黒沢線をはじめ村内の道路は、切り取り部・橋梁・トンネル等が多く、土砂崩落等が起こる可能性がある。道路・橋梁等の構造物の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

また、林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

##### (1) 村（産業課各係）

- ア 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を図る。
- イ 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。
- ウ 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

##### 【現況・課題】

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制を強化する。

##### (1) 村（総務課総務係）、木曽広域消防本部

以下の計画について、木曽広域消防本部と協力し実施する。

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
  - イ 立入検査の実施等指導の強化
  - ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
  - エ 自衛消防組織の強化についての指導
  - オ 近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等の指導
- その他、「火薬関係」、「高圧ガス関係」、「液化石油ガス関係」、「毒物劇物関係」に関する実施計画については、木曽広域消防本部で対応する。

## (2) 危険物取扱事業所

- ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 防災応急対策用資機材等の整備
- ウ 自衛消防組織の強化促進
- エ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

## 3 倒木の流出対策

### 【現況・課題】

火山噴火等により森林機能が失われた場合、降雨等により、倒木の流下等による二次災害の発生も予想されるため、予防対策が必要である。

### (1) 村（産業課林業係）

災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。

## 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

### 【現況・課題】

災害時において、火山活動やその後の降雨による山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害の発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検が実施できるよう体制を整えておく。

### (1) 村（産業課土木係）

- ア 土砂災害危険箇所の把握（資料2「災害危険箇所」参照）
- イ 情報収集体制の整備
- ウ 警戒避難体制の整備

## 第2章 災害活動体制・防災ネットワーク

### 第1節 災害発生直前対策

#### 第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

#### 第2 主な取組み

- 1 火山の異常を把握した際の住民に対する情報伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。

#### 第3 計画

##### 1 住民、観光客等に対する情報の伝達体制の整備

###### (1) 村（総務課総務係）

火山情報等の発表基準、伝達の経路については、本編 第3部第1章第2節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、村は県、長野地方気象台、近隣市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

##### 2 避難誘導体制の整備

###### (1) 村（総務課総務係）

村及び県は、火山噴火等により、住民・観光客・登山客の生命、身体等に危険が生じるおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。（本編 第3部第4章第5節「避難収容活動」参照）

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

### 第1 基本方針

災害時には、各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

本村と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

### 第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 村は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民に周知するとともに火山災害時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

### 第3 計 画

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### 【現況・課題】

情報の収集は、災害対策の可否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。村、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

##### (1) 村（総務課総務係）

- ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施する。情報収集ルート、担当者等については、本編 第3部第2章第1節「災害情報の収集・連絡活動」に定める。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。
- ウ 公共施設（役場、学校、公民館等）を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究する。
- エ 総合的な情報収集を行うため、「モニター情報制度」の設置を研究する。
- オ 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用について研究する。

##### (2) 関係機関（全機関）

- ア 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。

#### 2 情報の分析整理

##### 【現況・課題】

災害時には、各担当者から得られた情報をスムーズに分析・整理することが重要であるが、そのためには平常時から防災関連情報の収集蓄積に努める必要がある。

(1) 村（総務課総務係）

ア 村は、平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の周知を図る。

イ これらの蓄積された情報や御嶽山ハザードマップをベースに、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するとともに、地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

【現況・課題】

長野県西部地震時においては、NTT 電話や防災行政無線等の情報通信施設が被災し、情報通信が困難、不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信ルートは多ルートで設定することが求められる。

(1) 村（総務課総務係）

第1章第6節「通信・放送施設災害予防計画」を準用する。

## 第3節 活動体制計画

### 第1 基本方針

火山災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、防災関係組織の整備等、発災時における活動体制の整備を図る。

また、防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山対策会議の設置・運営に協力する。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。

### 第3 計画

#### 1 職員の非常参集体制の整備

##### 【現況・課題】

火山災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

##### (1) 村（総務課総務係）

ア 職員による非常参集及び活動体制は本編 第3部第1章第1節「非常参集職員の活動」に定めるが、必要に応じ、見直しを行う。

また、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について必要に応じて検討する。

イ 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

##### (2) 関係機関（全機関）

ア 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

イ 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

## 2 組織の整備

### 【現況・課題】

広域的な地域にわたって被害をもたらす火山災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

本村においても防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る。

#### (1) 村（総務課総務係）

ア 災害対策基本法第16条に基づき、王滝村防災会議を設置する。

##### (ア) 防災会議の組織

王滝村防災会議の組織は、王滝村防災会議条例の定めるところによる。（資料1-2「王滝村防災会議条例」参照）

#### 王滝村防災会議条例に規定する委員

会長 (村長) 条例第3条第2項	中部森林管理局木曾森林管理署	3-5-(1)
	木曾地方事務所、木曾建設事務所、 木曾保健福祉事務所	3-5-(2)
	木曾警察署長	3-5-(3)
	副村長	3-5-(4)
	教育長	3-5-(5)
	消防団長	3-5-(6)
	水資源機構牧尾管理所長	3-5-(8)
	関西電力(株)木曾電力所長	3-5-(8)
	総務課長（幹事）	5-1-2

イ 本村の災害特性及び地域特性に対応した王滝村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

ウ 御嶽山火山対策会議の設置・運営に協力する。

#### (2) 関係機関（全機関）

村内を管轄し、又は村の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、村、県、他市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

## 3 防災中枢機能等の確保

### 【現況・課題】

災害時に応急対策の中心的役割を果たす役場、王滝村国民体育館、王滝小中学校、保健福祉センターの各施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

このため、役場、各施設の点検、補強を実施するほか、役場、各施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(1) 村（総務課総務係、教育委員会総務係）

ア 防災中枢機能を果たす役場、王滝村国民体育館、王滝小中学校、保健福祉センター等の各施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

イ 役場が被災した場合においては、王滝小中学校を代替施設として設定するとともに、当該施設の災害時における施設・設備の安全性の向上、防災中枢機能の整備に努める。

(2) 関係機関（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。



節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第4節 広域相互応援計画	131	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ● 「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ● 「震災」を「火山災害」に ● 「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第5節 自主防災組織等の育成に関する計画	134	
第6節 企業防災に関する計画	136	
第7節 ボランティア活動の環境整備	138	
第8節 災害対策基金等積立及び運用計画	140	

## 第3章 災害被害軽減

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 救助・救急・医療計画	141	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ●「震災」を「火山災害」に ●「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第2節 消防・水防活動計画	145	
第3節 災害時要援護者計画	151	
第4節 緊急輸送計画	155	

## 第5節 障害物の処理計画

### 第1 基本方針

火山活動による火山灰、泥流などにより、道路は一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策については関係機関との事前協議やレッカー車、クレーン車、チェーンソーなどを操作できる専門的技術者を確保するなど、有事に備える。

### 第2 主な取組み

障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

### 第3 計 画

#### 1 障害物処理計画

##### 【現況・課題】

各種施設へのパトロール等による定期点検を行い、必要に応じて災害時における安全性確保のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

火山災害後の道路は、火山噴出物による埋積、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等各種機械とともに操作者が必要となることから、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

また、二次災害に備えるため、交通を確保して、物資、人員等の輸送が円滑に行われるようにし、被災者が日常生活を営む上で支障のないように村、各施設の管理者が協議の上、処理活動を行う。

#### (1) 村（産業課土木係、産業課林業係）

ア 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

#### (2) 中部森林管理局木曾森林管理署、木曾森林組合等

ア 各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

#### (3) 住民

ア 自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

## 第6節 避難収容活動計画

### 第1 基本方針

火山災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

### 第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報体制の整備を図る。
- 2 安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。
- 5 御嶽山の登山客等に対する避難計画を策定するとともに、硫気地域における火山ガス対策を講ずる。

### 第3 計 画

#### 1 避難計画の策定

##### 【現況・課題】

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要となる。また、特に土砂災害危険区域内の保健福祉センター、保育所に対しては、警戒・避難誘導等の体制を強化する必要がある。

##### (1) 村

##### ア 避難計画の作成（総務課総務係）

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- (ア) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (イ) 避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法（避難準備情報については風水害対策編第3章第12節を参照）
- (ウ) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (エ) 避難場所への経路及び誘導方法
- (オ) 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- a 給食措置
- b 給水措置
- c 毛布・寝具等の支給
- d 衣料・日用品の支給
- e 負傷者に対する救急救護
- (カ) 避難場所の管理に関する事項
  - a 避難収容中の秩序保持
  - b 避難住民に対する災害情報の伝達
  - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - d 避難住民に対する各種相談業務
- (キ) 広域避難地等の整備に関する事項
  - a 収容施設
  - b 給水施設
  - c 情報伝達施設
- (ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - a 平常時における広報
    - ・ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
    - ・ 住民に対する巡回指導
    - ・ 防災訓練等
  - b 災害時における広報
    - ・ 広報車による周知
    - ・ 避難誘導員による現地広報
    - ・ 住民組織を通じた広報
- イ 災害時要援護者（総務課総務係、住民課福祉係、診療所）
 

災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、保健福祉センター、診療所、民生・児童委員、住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

土砂災害危険区域内の保健福祉センター、保育所について、村は自主防災組織と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導に係る訓練を実施するなど避難警戒体制の確立を図る。

  - (ア) 所在、援護の要否等の状況把握
  - (イ) 配慮すべき個々の態様
  - (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
  - (エ) 災害発生時の安否の確認
  - (オ) 避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画
  - (カ) 情報提供手段
  - (キ) 配慮すべき救護・救援対策
  - (ク) 地域の支え合いによる支援協力態勢

## ウ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

## (2) 関係機関（全機関）

ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。

イ 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。

ウ 災害時要援護者の利用する施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

## (3) 住民

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(ア) 家の中でどこが一番安全か

(イ) 救急医薬品や火気などの点検

(ウ) 乳幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか

(エ) 避難場所、避難路はどこにあるか

(オ) 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか

(カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか

(キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

## 2 避難場所等の確保

## 【現況・課題】

既に本村においても、避難場所が指定されているところであるが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び災害時要援護者に配慮し、避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。

また、避難所として指定された建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が必要である。

## (1) 村

ア 火山災害時の避難場所として、王滝小中学校校庭、保育所庭、小川テニスコートを屋外の避難地、避難生活のための避難所として村内 17 箇所の公共施設を避難場所として指定している。(総務課総務係) (資料 10-1「避難所、避難地及びヘリポート一覧」参照)

イ 今後新たに指定するものについても、避難指示者、施設管理者等とあらかじめ協議して、避難場所を指定する。(総務課総務係)

ウ 次に掲げる事項に留意の上、避難場所、避難路の指定を行う。(総務課総務係)

(ア) 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の場所(路)を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮する。

(イ) 避難場所(避難路)の安全性に特に配慮する。

- (ウ) 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておく。
  - (エ) 前記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意する。
  - エ 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。（総務課総務係、教育委員会総務係、学校長）
  - オ 村が全域的に被災する場合、又は被災場所の地域性により木曾町及び岐阜県付知市の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、各町村と避難場所の相互提供等について協議しておく。（総務課総務係）
  - カ 避難場所指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。（総務課総務係）
  - キ 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。（総務課総務係）
  - ク テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。（総務課総務係）
  - ケ 指定された避難所、又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。（総務課総務係）
  - コ 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努める。（総務課総務係）
  - サ 災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、住民に周知徹底するとともに、災害発生時に避難所となる公共施設について、耐震改修等安全性の向上、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。（総務課総務係、住民課福祉係）
  - シ 診療所、保健福祉センター等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受入れ等について体制の確立に努める。（総務課総務係、住民課福祉係）
  - ス 公有地はもとより民有地についても、極力、安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求める。特に公共用地については、積極的に避難場所として整備を図る。（総務課総務係）
- (2) 関係機関（全機関）
- ア 管理施設についての避難場所の指定に協力する。
  - イ 災害時要援護者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

### 3 住宅確保体制の整備

#### 【現況・課題】

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するような住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

#### (1) 村（産業課土木係、住民課生活環境係）

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地について、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。

エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

キ 災害発生時には、村内及び近隣市町村の建設業者等から応急工事用資材を調達できるようにあらかじめ体制を整備する。

### 4 学校における避難計画

#### 【現況・課題】

災害が発生した場合、小学校、中学校（以下「学校」という。）においては、児童、生徒の身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童、生徒の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校においては、多数の児童、生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてる。

#### (1) 村（教育委員会総務係、学校長）

##### ア 防災計画

(ア) 火山災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、児童、生徒の安全を確保するため「王滝小・中学校防災計画」（資料 23-1）が作成されている。学校長は村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議し、以下に基づいてその修正を実施する。

(イ) 学校長は、防災計画を変更したときは、速やかに、村教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童、生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、以下の事項を定める。

a 火山災害対策に係る防災組織の編成

b 火山災害に関する情報の収集と児童、生徒への伝達の方法

c 村（村教委）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法



- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童、生徒の避難・誘導と検索の方法
- f 児童、生徒の帰宅と保護の方法
- g 児童、生徒の保護者への引き渡し方法
- h 児童、生徒が登下校の途中で火山災害にあった場合の避難方法
- i 児童、生徒の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童、生徒に対する火山災害防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 火山災害時等における応急教育に関する事項
- p その他学校長等が必要とする事項

イ 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童、生徒がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が火山災害等の衝撃によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

火山災害等での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難場所は、第1、第2の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 防災計画の「児童、生徒の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。
  - a 児童、生徒の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
  - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
  - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
  - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

## 5 火山ガス対策

### 【現況・課題】

御嶽山は、昭和 59 年の噴火以降、火山性ガス、蒸気の噴出が続いており、頂上の西側及び地獄谷内に硫黄地域がある。御嶽山の火山現象により発生する火山性ガス（本計画ではその中で特に危険度が高いとされている硫化水素ガスを主として扱う。）から登山者の安全を確保するため、村は関係機関の協力を得て、警戒、避難活動を実施する。

#### (1) 村（村長、総務課総務係）

##### ア 登山規制【平常時規制】（村長）

登山者等の安全を確保するため、災害対策基本法第 63 条の規程により警戒区域を設定し、立入禁止柵による火口周辺の立入禁止措置を行う。また、火山性ガスの危険性について、標示、看板類に掲示し、登山者等への周知徹底を図る。（本編 第 3 部 第 1 章第 2 節「災害直前活動」参照）

##### イ パトロールの実施

村長が必要と認めるときは、夏山の登山シーズン中には王滝頂上付近にパトロール員を常駐させ、立入禁止区域の巡視及びガス測定機器による硫化水素ガスの観測を行い、検出濃度に応じて放送設備等を使用して登山者へ適切な指導、注意を行う。

##### ウ ガス自動検知装置

昭和 57 年度から硫化水素ガスの観測を行っており、今後も夏山シーズン中は観測を継続して行い、データの蓄積を行う。（第 4 章第 3 節「火山災害対策に関する調査研究及び観測」参照）

##### エ 換気設備

王滝頂上休泊所に設置された換気設備の定期的な点検、整備を行う。

##### オ 救急用具

王滝頂上休泊所内に、有事に備えて救急用具を置く。

##### カ 登山者への周知

村、王滝観光総合事務所、旅館組合、民宿組合、御嶽神社、商工会等において、必要がある場合はパンフレット、チラシを配布し登山者に安全登山について周知する。（第 3 章第 11 節「災害広報計画」参照）

## 第7節 孤立防止対策

### 第1 基本方針

御嶽山は昭和54年に有史以来はじめて噴火し、平成3年に小規模な水蒸気爆発を起している。過去には大規模な噴火を起しており、水蒸気爆発のほか、溶岩流や火砕流を伴うマグマ噴火が起きている。

本村は村域の95%が山林であり、山地の間を王滝川やその支流が深い谷を刻みながら流れ、王滝川沿いの一部に平坦な段丘面を形成している。集落は9集落約500戸が王滝川により形成された河岸段丘状の傾斜地に散在しており、これを結ぶ道路が山間を貫いている。

こうした地勢は、火山噴火等の災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

### 第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測・監視し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

### 第3 計画

#### 1 通信手段の確保

##### 【現況・課題】

村では、災害時の対応として、県と交信のできる長野県防災行政無線を役場内に設置している。

住民への情報伝達には、同報無線の王滝村防災行政無線を設置し、屋外親局1基、屋外子局16基、全家庭に個別受信施設を配置している。(資料15-3「防災連絡用機器配置図」参照)

移動系無線は68台が整備されており、消防団、役場公用車、関西電力(株)等に設置するとともに、ハンディタイプの無線機も導入し、地域の情報収集や各種連絡伝達に役立っている。(資料15-1「王滝村防災行政無線一覧」参照)

##### (1) 村(総務課総務係)

- ア 現在使用中の行政無線等の維持を図り、設備の老朽化したものについては計画的に改修を推進する。
- イ 電動発電機の設置、ソーラーエネルギーの利用等停電時でも通信が確保できるシステムとする。

ウ アマチュア無線局の協力、確保について、村内のアマチュア無線局開局者の取りまとめを行い、組織づくりなどの体制の確保を図る。(資料 15-9「アマチュア無線局一覧」参照)

## 2 災害に強い道路網の整備

### 【現況・課題】

木曾町とを結ぶ県道御岳王滝黒沢線を始めとする各路線は、急峻な地形を切り開いて建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

#### (1) 村（産業課土木係）

ア 主要路線（資料 17-2「緊急輸送路線等」参照）を中心に村道の耐震化等災害予防対策を推進する。

イ 各地区間を連絡する主要路線の複線化を推進する。

## 3 孤立予想地域の実態把握

### 【現況・課題】

平成 21 年孤立集落調査結果では、九蔵、滝越の各地区が孤立すると予想される。その際は、災害時要援護者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、災害発生の際に備える。

#### (1) 村

ア 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者、妊婦等、特に優先して救護すべき災害時要援護者の実態を把握しておく。(総務課総務係、住民課福祉係)

イ 御岳高原、王滝川溪谷における最大の観光客人員は次のとおりである。

#### 御岳高原における最大観光客人員（1月）

御 岳 高 原	宿 泊 客 (注 1)	150	人/日
	日 帰 り 客 (注 2)	2,050	人/日
		2,200	人/日

注 1：平成 20 年度観光地利用者統計の 1 月の利用者実数を、日割りして算出した。

注 2：おんたけスキー場日別最多入場者数 2,200 人から平成 20 年度観光地利用者統計（1 月）の宿泊者実数を除いて算出した。

#### 王滝川溪谷における最大観光客人員（8月）

王滝川溪谷 (注) (滝越～野口)	宿 泊 客	10	人/日
	日 帰 り 客	70	人/日
		80	人/日

注：平成 20 年観光地利用者統計の 8 月の利用者実数を、日割りして算出した。

ウ 御岳高原、王滝川溪谷（滝越～野口）において孤立した観光客が、生活を維持できる期間（各宿泊施設、飲食店等における備蓄食料）等の実態を把握しておく。(産業課商工観光係)

(2) 住民

ア 各地区において、地区内の高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者、妊婦等、特に優先して救護すべき災害時要援護者について平素から把握するように努める。

4 自主防災組織の育成

第2章第5節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

5 避難所の確保

【現況・課題】

村では、孤立が予想される地域毎に1箇所以上の避難所を設定している（資料10-1「避難所、避難地及びヘリポート一覧」参照）が、多くの避難所が御嶽山ハザードマップ災害予想区域にあるため、災害の規模によってはそれらが被災する可能性がある。そのため、噴火の状況に応じて避難所を開設する必要がある。また、避難所が降灰等の被害を受けないよう、施設の更新や新たな施設の設置を検討する必要がある。

(1) 村（総務課総務係）

ア 避難所の指定

(ア) あらかじめ指定されている各地区の避難所（資料10-1「避難所、避難地及びヘリポート一覧」参照）を指定する。

(イ) 大規模な噴火（御嶽山ハザードマップ想定規模の噴火）の発生が予想される場合は、次に示す避難方法により避難所を指定するが、降灰の状況、積雪の有無、天候等により災害予想区域が変わるため、噴火の状況に応じて指定する。また、王滝小中学校は噴火後の降雨による土石流発生予想区域内に位置するため、ハザードマップで指定している規模の降雨（100年に一度の降雨）が予想される場合は状況により避難所の指定から除く。

## 大規模な噴火が予想される際の避難方法

区 域	地 区	事 前 避 難 緊 急 避 難	収 容 避 難
ハザードマップ° 災 害 予 想 区 域 内	野口、上条、下条、 九蔵、東、中越	中心部の王滝村国民体 育館、王滝村公民館、下条 区公民館、王滝小中学校体 育館へ誘導する。(注)	同左
ハザードマップ° 災 害 予 想 区 域 外 (孤立が予想 される地区)	滝越、鞍馬、上条 (小川)	各地区の避難所へ誘導 する。	噴火活動の状況により 道路被害が予想される場 合や、既に道路被害が発 生している場合は、各地 区の避難場所へ一時避難 し、ヘリコプターにより 中心部へ誘導する。
御 岳 高 原	御岳高原 (田の原、八海 山、御岳高原)	観光客は自家用車、観光 バス、路線バスにより帰宅 させる。	噴火活動の状況により 道路被害が予想される場 合や、既に道路被害が発 生している場合は、スキ ー場施設、各宿泊施設へ 一時誘導し、ヘリコプタ ー、自動車により避難・ 帰宅させる。

注：保健福祉センターは、災害時要援護者を優先的に避難させる施設とする。

## 6 備蓄

## 【現況・課題】

大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないため、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立する場合には、可能な限り生活を維持できるよう、各人が備蓄に配慮することが重要である。

## (1) 村（総務課総務係）

備蓄計画は、第3章第8節「食料品等の備蓄・調達計画」による。

## (2) 住民

ア 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮する。

イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じ2食分の食料品備蓄を行う。

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第8節 食料品等の備蓄・調達計画	169	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ●「震災」を「火山災害」に ●「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第9節 給水計画	171	
第10節 生活必需品の備蓄・調達計画	173	
第11節 災害広報計画	175	

## 第12節 農林水産物災害予防計画

### 第1 基本方針

火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稲、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒壊・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

### 第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、農業団体、農業者に対し徹底指導を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び村森林施業計画に基づき森林の整備を実施する。

### 第3 計 画

#### 1 農水産物災害予防計画

##### 【現況・課題】

村は、火山災害による農作物被害の軽減を図るため、県農作物等災害対策指針をもとに予防技術の周知徹底を図っているところであり、今後も継続した取組みが必要である。

##### (1) 村（産業課農業係）

ア 木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合、中信農業共済組合等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

##### (2) 住民、木曾農業協同組合、木曾農業改良普及センター、中信農業共済組合等

ア 農作物災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。

#### 2 林産物災害予防計画

##### 【現況・課題】

村は、火山災害による立木の倒壊・消失防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

##### (1) 村（産業課林業係）

ア 王滝村森林施業計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

イ 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。



(2) 中部森林管理局木曽森林管理署、木曽森林組合等

ア 中部森林管理局木曽森林管理署

国有林の地域別森林計画及び施業管理計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。

イ 木曽森林組合等

指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

ウ その他関係業界

その他関係業界は、村及び県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

(3) 住民

ア 村等が計画的に行う森林整備に協力する。

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第13節 災害復旧・復興への備え	183	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に</li><li>● 「震災」を「火山災害」に</li><li>● 「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に</li></ul>

## 第4章 防災教育、訓練・調査研究

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 防災知識普及計画	184	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ●「震災」を「火山災害」に ●「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第2節 防災訓練計画	188	

## 第3節 火山災害対策に関する調査研究及び観測

### 第1 基本方針

火山災害にあたっては、その災害事象が激甚かつ長期に及ぶことがあり、災害対策の推進にあたっては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に国や県においても、噴火予知、ハザードマップ策定等様々な研究が行われているところであるが、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な火山災害対策の実施を図る必要がある。

### 第2 主な取組み

県・村・関係機関が協力し、火山災害に関する情報の収集・整理等を行う。

### 第3 計画

#### 1 火山災害対策に関する調査研究及び観測

##### 【現況・課題】

気象庁では、王滝山頂の南東 1.8km 地点に 1988 年 7 月から地震計を、2000 年 11 月から空振計を設置し、長野地方気象台にテレメータして常時観測を行っている。また、年数回の現地観測と王滝登山口 7 合目（標高 2,195m、火口の南東約 2.5km の田の原）に設置した火山遠望観測装置（ITV）による遠望観測を毎日行っている。名古屋大学では、牧尾ダムに地震計を設置し、名古屋大学高山地震観測所で常時観測を行っている。

##### (1) 村（総務課総務係）

ア 村は、国、県、関係機関が行う観測施設の設置等に積極的に協力する。

イ 村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施に努め、その結果を計画の中で明らかにする。

##### (2) 長野地方気象台、東京工業大学、名古屋大学等

ア 各関係機関がそれぞれ行った火山災害対策に関する調査研究データについて、必要があれば、村、県への提供に協力する。

イ 国、県が行う観測施設の設置等に積極的に協力する。

ウ 御嶽山については、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが震動、空振、遠望、GPS 及び現地観測を実施している。

#### 2 火山性ガスの観測

##### 【現況・課題】

御嶽山は、昭和 59 年の噴火以降、火山性ガス、蒸気の噴出が続いており、頂上の西側及び地獄谷内に硫気地域がある。御嶽山の火山現象により発生する火山性ガスのうち、硫化水素ガスは特に危険度が高いため、村では、頂上の西側の硫気地域において火山ガス観測を行っており、一定以上の濃度に達した場合は、自動警報装置により、登山客に対して警報を発することとなっている。

## (1) 村（総務課総務係）

村は、硫化水素ガス検知装置による観測結果データの蓄積に努める。（昭和58年度、県の指導による。）

**参 考**硫化水素ガス（H<sub>2</sub>S）

主に火山性水蒸気（噴気）に含まれるガスで、その特性は①無色、②卵の腐ったような臭いがする。（ただし高濃度によると臭覚が麻ひされ無臭と感じられる。）③ガス比重が重い（対空気 1:19）④金属を腐食させる、などであり、その毒性は次のとおりである。

1,000 PPM	1分以内に死亡
700 "	15分程度で意識不明
600 "	30分 " (呼吸麻痺)
350 "	4時間程度で生命に危険。
150 "	数時間吸っていると結膜、気管などが侵され症状を呈する。
100 "	鼻・のどなどが刺激される。1時間程度吸うと息苦しくなる。
40 "	目に刺激。
20 "	以下人体にはほぼ害なし。
3～5 "	強い臭いを感じず。
0～3 "	臭気を感じる。

# 第3部 災害応急対策計画

## 第1章 初動対応

### 第1節 非常参集職員の活動

#### 第1 基本方針

各機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制の万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

#### 第2 主な活動

- 1 災害発生に関する情報を入手した場合は、速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

#### 第3 活動の内容

##### 1 火山情報の伝達

###### (1) 勤務時間内における火山情報の伝達（全部）

- ア 県危機管理防災課、木曾広域消防本部等から通知された火山情報等（第1章第2節「災害直前活動」参照）は総務課長が受領する。
- イ 総務課長は、火山情報等を受領したときは、状況に応じ直ちに庁内放送により職員に知らせるとともに、出先機関に伝達する。
- ウ 総務課長は防災行政無線、広報車等により住民に伝達する。
- エ 通知を受けた関係各課は、必要により関係施設及び関係団体に通知する。
- オ 総務課長は必要に応じ、消防団長に連絡する。

###### (2) 勤務時間外における火山情報の伝達（全部）

- ア 県危機管理防災課、木曾広域消防本部等から通知された火山情報等（第1章第2節「災害直前活動」参照）は宿日直者が受領する。
- イ 宿日直者は、火山情報等を受領したときは、状況に応じ直ちに総務課長、総務課長補佐、防災担当者に報告し、指示を受ける。
- ウ 総務課長、総務課長補佐、防災担当者は直ちに登庁する。
- エ 総務課長は防災行政無線、広報車等により住民に伝達する。
- オ 通知を受けた総務課長は、必要により宿日直者に指示し、関係課長に連絡させる。
- カ 関係課長は必要により、職員、関係施設及び関係団体に通知する。

キ 前記以外においては、勤務時間中における場合に準じて行う。

## 2 非常参集体制

### (1) 村

#### ア 責務

村は、地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民の等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

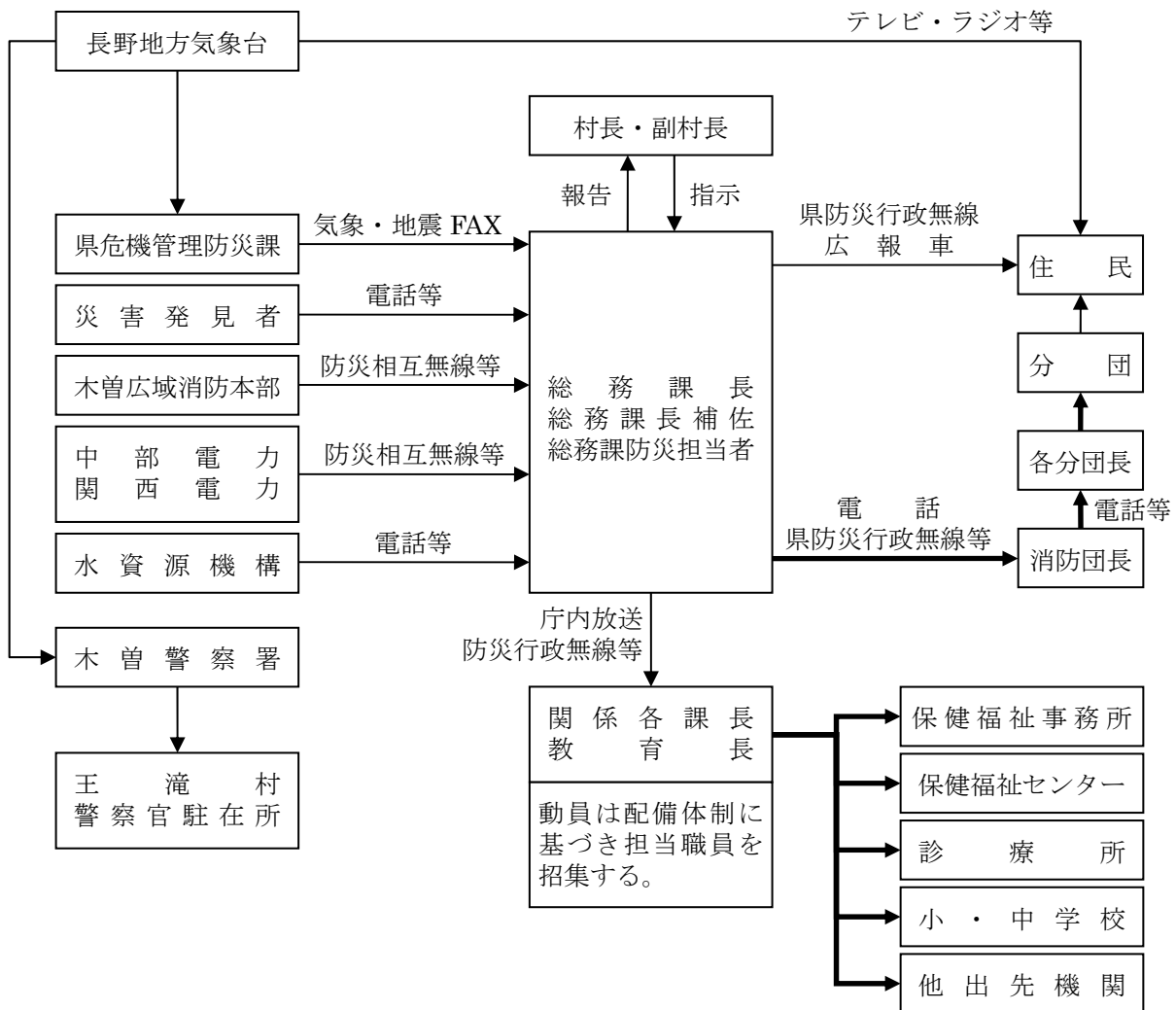
#### イ 配備指令の伝達及び配備担当者の招集（全部）

##### (ア) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

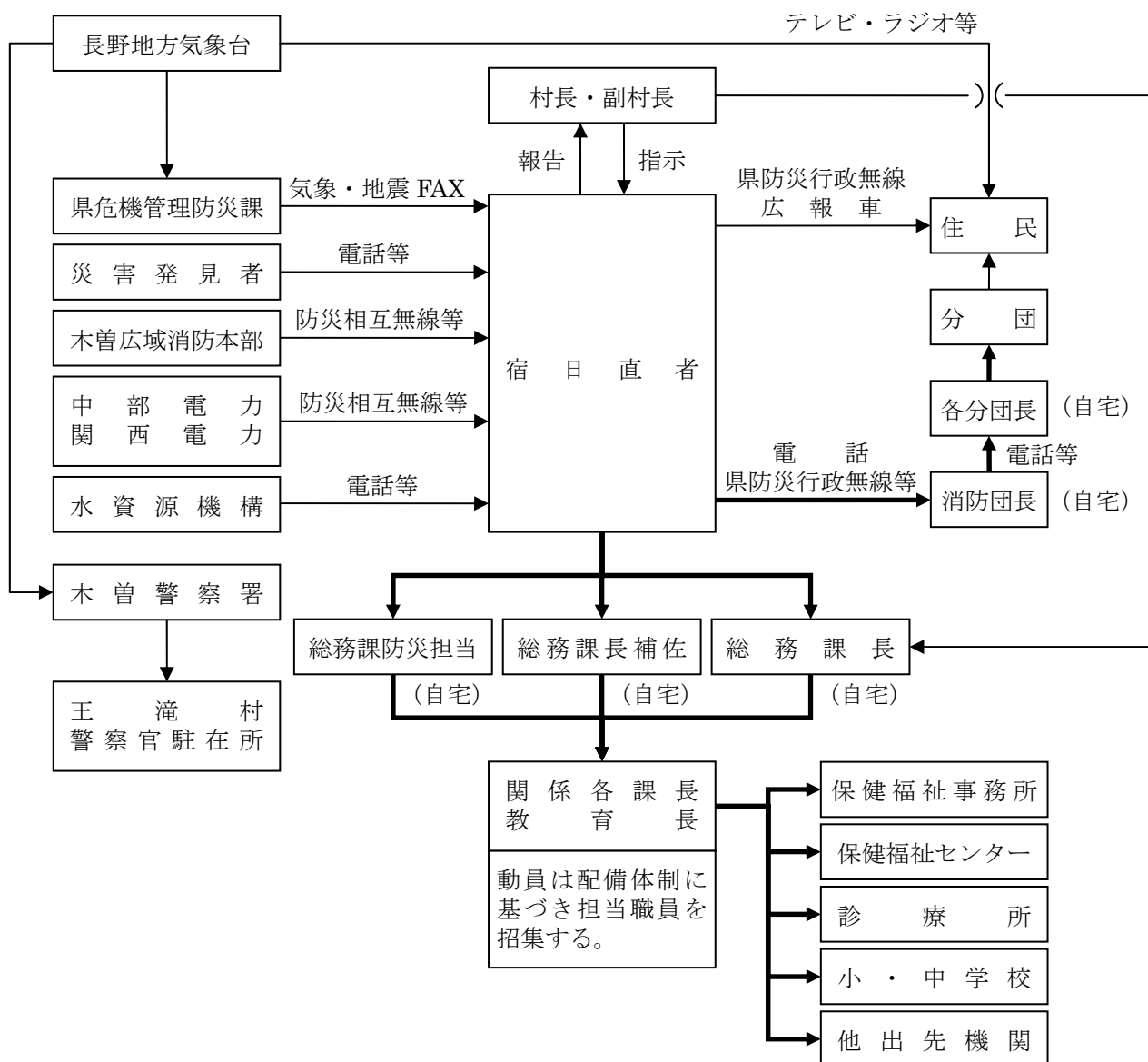
### 火山情報・配備指令伝達系統

#### ■ 勤務時間内



注：太線は配備指令の伝達系統を兼ねる。

■ 勤務時間外



注：太線は配備指令の伝達系統を兼ねる。

(イ) 伝達の方法

a 勤務時間中における動員

総務課長は、庁内放送及び庁内電話、防災行政無線、携帯電話、電報等により、職員に動員の伝達を行う。

庁内放送及び庁内電話が使用不可能な場合は、総務課長は職員の使走により、動員の伝達を行う。

b 勤務時間外における動員

通常は電話連絡とし、電話が不通の場合は村内一斉の防災行政無線による。

(ウ) 動員に際しての留意事項

a 関係課長等は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。



b 関係課長等は、出先機関を含めた職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長に登庁人員等を報告する。

(エ) 自主参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。道路の寸断等により、登庁ができない場合は、携帯電話、避難所に設置された防災行政無線等で所属課等に現在の所在等の連絡をした上で、指示を受ける。自ら又は家族が被災した職員は、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

## 動員人員配備予定

課 等	配 備 事前体制	警 戒 配 備		非 常 配 備 (災害警戒本部)	緊 急 配 備 (災害対策本部)
		第一次	第二次 (土石流災害時)		
総 務 課	総 務 課 長 総務係 (防災担当者)	総 務 課 長 総務課長補佐 総務係 (防災担当者)	総 務 課 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 補 佐 総務係(防災担当者)	総 務 課 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 補 佐 税 務、財 政、企 画 係 長 総 務 係 (防 災 担 当 者)	全 職 員
住 民 課			住 民 課 長 住 民 課 長 補 佐 福 祉 係 長	住 民 課 長 住 民 課 長 補 佐 福 祉 係 長 生 活 環 境 係 長 上 下 水 道 係 長 保 健 衛 生 係 長	全 職 員
産 業 課		産 業 課 長 産 業 課 長 補 佐	産 業 課 長 産 業 課 長 補 佐 土 木 係 長 林 業 係 長 農 業 係 長 商 工 観 光 係 長	産 業 課 長 産 業 課 長 補 佐 土 木 係 長 林 業 係 長 農 業 係 長 土 木、農 業、林 業 係 商 工 観 光 係 長	全 職 員
議 会 事 務 局				議 会 事 務 局 長	全 職 員
教 育 委 員 会			教 育 次 長	教 育 次 長 生 涯 学 習 係 長	全 職 員
消 防 団			村長 (本部長) から指示のあった 場合は、団長は状況により団員の 招集を行う。		全 職 員
計	2	5	13	24	

※各課長 (各部長) 等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

消防団警戒区域責任分担表

名 称	管 轄 地 区 名	世 帯 数	人 口
第一分団	上条区、九蔵区、野口区	214	550
第二分団	二子持区、鞍馬区、中越区、下条区、東区	197	523
滝越自衛消防団	滝越	15	24

(資料：平成17年度国勢調査)

## ウ 害警戒本部の設置（村長、副村長）

## (ア) 設置基準

村長は、各活動体制（後掲表参照）における非常体制を取るべき状況のときで必要があると認めるとき、又は緊急火山情報発表時は、王滝村災害警戒本部（以下「村警戒本部」という。）を設置する。

## (イ) 体制の種別

村長は、村警戒本部を設置したときは、後掲の「活動体制」における非常体制をとる。

## (ウ) 警戒本部の組織

村警戒本部の組織等は、「王滝村災害対策本部条例」に準じる。

また、本部長（村長）が不在の場合は副本部長（副村長）がその職務を代理する。

## (エ) 活動要領

村警戒本部の活動は、村災害対策本部の活動要領に準じて行う。

## (オ) 警戒本部の廃止

本部長は、次に掲げる状況に達したと判断できるときは、村警戒本部を廃止する。

- a 予想された災害の危険性が解消したと認めた場合
- b 王滝村災害対策本部が設置された場合

## エ 災害対策本部の設置（村長、副村長）

## (ア) 設置基準

村長は、各活動体制（後掲表参照）における緊急体制を取るべき状況のときで必要があると認めるときは、王滝村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置する。

## (イ) 体制の種別

村長は、村本部を設置したときは、次表の「活動体制」における緊急体制をとる。

## 活動体制の種別・内容等

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
事前体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務課及び関係職員により情報収集・伝達を行う。(警戒配備以降に継続するための事前対策)</li> <li>○総務課長が必要と認めた場合、総務課及び関係課の職員による増員を行う。</li> </ul>	右の基準に該当した時から注意報等が解除された時、又は総務課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎大雨注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時</li> <li>◎臨時火山情報発表時</li> <li>◎震度3又は4の地震が発生した場合</li> <li>○災害が発生するおそれのある時で総務課長が必要と認めた時</li> </ul>
(土石流災害時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土石流判定会を設置する。</li> <li>○土石流判定会が情報収集を行い、災害発生のおそれがある場合、住民に警報・避難を発令する。</li> </ul>	右の基準に該当した時から、土石流判定会会長(村長)が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	土石流が発生するおそれのある時で土石流判定会会長(村長)が必要と認めた時
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生直前の体制で、関係課の連絡網の確認、情報収集等を行う。</li> <li>○総務課長は、警戒体制をとったあと、必要と認めた場合、総務課及び関係課の職員による増員を行う。</li> </ul>	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は総務課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	事前体制の活動開始基準の状況下で総務課長が必要と認めた時

※活動開始基準の◎は、自主参集基準である。

活動体制		活動内容	活動期間	活動開始基準
警戒体制	第二次 (土石流災害時)	○災害発生直前の体制で、関係課の連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○総務課長は、警戒体制をとったあと、必要と認めた場合、総務課及び関係課の職員による増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は総務課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	前記基準の状況下又は土石流観測装置の雨量が 330 mm以上に達し、土石流災害が発生するおそれがあるときで、総務課長が必要と認めた時。
	非常体制 (災害警戒本部設置)	○災害発生直前、又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○村長は、非常体制をとったあと、必要と認めた場合、配備職員の増員を行う。	右の基準に該当した時から、警報等が解除された時、又は村長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○以下のいずれかの状況下で村長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 ◎緊急火山情報発表時 ◎震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した時 ◎東海地震に係る警戒宣言発表時
	緊急体制 (災害対策本部設置)	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、大規模災害に対処する体制とする。 ○村長は、緊急体制をとったあと、必要と認めた場合、配備職員の増員を行う。	右の基準に該当した時から、村長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○大規模な災害が発生した場合で村長が必要と認めた時 ◎震度 6 弱以上の地震が発生した時

※活動開始基準の◎は、自主参集基準である。

(ウ) 本部の組織

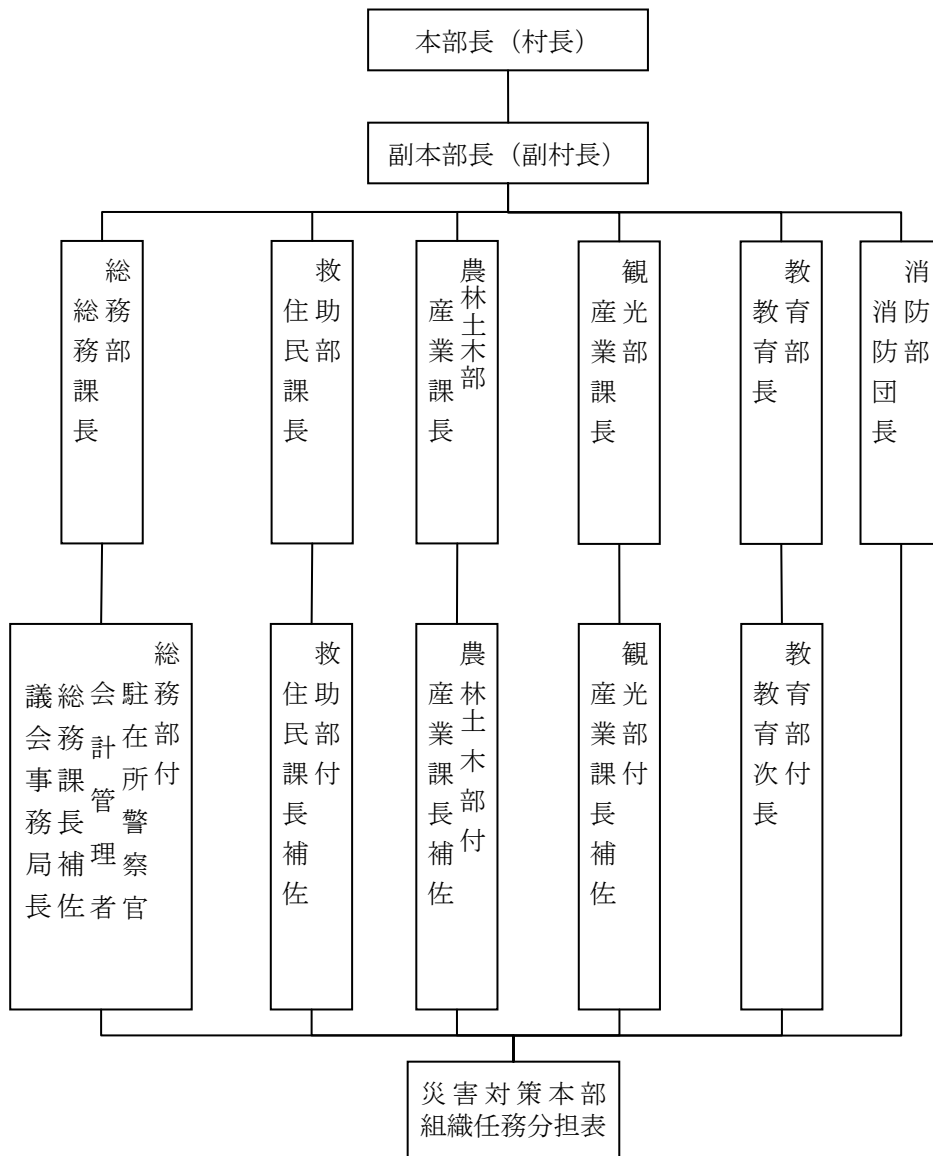
村本部の組織等は、「王滝村災害対策本部条例」に定めるところによる。

村本部は原則として役場2階の会議室に設置する。

なお、村本部を設置する役場の施設、設備は、災害時に防災中枢機能を果たせるようその安全性の確保等に努めているが、万一、村本部が被災し使用不能となったときは、代替施設として、王滝小中学校に、村本部を置く。

また、本部長（村長）が不在の場合は副本部長（副村長）がその職務を代理する。

災害対策本部の組織



(エ) 活動要領

- a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を班員を通じ副本部長に報告する。
- b 副本部長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- c 副本部長は、災害の状況、当該災害についての村の対策及び被災者に対する要望事項等を必要の住民、関係機関に周知する。
- d 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- e 本部長は、必要に応じ、本部会議を招集する。

災害対策本部組織任務分担表

部・部長・部付	班・班長・班員	係	分 担 事 項
<b>【総務部】</b> 部 長 総 務 課 長 部 付 会 計 管 理 者 議 会 事 務 局 長 総 務 課 長 補 佐 駐 在 所 警 察 官	[総務班] 班 長 総 務 係 長 副 班 長 税 務 係 長 班 員 総 務 係 税 務 係 会 計 係	総 務 係 税 務 係 会 計 係	1. 本部設置の通知及び本部の運営に関する連絡・調整並びに庶務に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 指令その他本部命令に関する事 4. 気象予報及び警報等の伝達に関する事 5. 避難勧告及び指示に関する事 6. 県防災会議との連絡に関する事 7. 県への報告に関する事 8. 他市町村に対する応援要請に関する事 9. 火山噴火対策会議との連絡に関する事 10. 木曾警察署との連絡に関する事 11. 職員の動員、派遣要請及び斡旋に関する事 12. 応急対策物品の購入に関する事 13. 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事 14. 緊急輸送に関する事 15. 公用車の配車に関する事 16. 災害に伴う税の減免に関する事 17. 渉外に関する事 18. その他応援対策活動に関する事 19. 関係機関、団体に対する協力、応援要請に関する事（各区を含む） 20. 村有財産、公共建築物の災害対策に関する事 21. 無線通信の総括に関する事 22. 庁内広報に関する事 23. 災害時の交通安全対策に関する事 24. 災害救助法に関する事
		会 計 係	1. 災害見舞金に関する事

部・部長・部付	班・班長・班員	係	分 担 事 項
<b>【総務部】</b> 部 長 総 務 課 長 部 付 会 計 管 理 者 議 会 事 務 局 長 総 務 課 長 補 佐 駐 在 所 警 察 官	〔被害調査班〕 班 長 企 画 係 長 副 班 長 財 政 係 長 班 員 財 政 係	財 政 係	1. 災害現場記録写真に関する事 2. 災害経費の予算、措置に関する事 3. 漂流物又は沈没品に関する証明等に関する事 4. 被害状況の記録、集計、報告に関する事 5. 家屋被害の調査に関する事 6. 村有住宅の応急対策に関する事 7. コンピュータによる情報収集、伝達に関する事
	〔広報班〕 班 長 議 会 事 務 局 長 (兼 務) 班 員 総 務 課 総 務 係	総 務 係	1. 災害情報の収集及び被害状況発表に関する事 2. 議会への連絡に関する事 3. 報道に関する事 4. 住民への広報通信の確保に関する事
<b>【救助部】</b> 部 長 住 民 課 長 部 付 住 民 課 長 補 佐	〔保健福祉センター班〕 班 長 福 祉 係 長 班 員 福 祉 係	福 祉 係	1. 必要物資の斡旋に関する事 2. 被災者調査に関する事 3. 被災者の証明に関する事 4. 連絡、情報収集、報告に関する事 5. 日赤並びに奉仕団との連絡調整に関する事 (救護班含む) 6. 部内の連絡調整に関する事 7. 被害者に関する拠出年金の保険料免除に関する事 8. 社会福祉に関する事 9. 災害時要援護者の緊急輸送に関する事 10. 災害義援品の取扱いに関する事。(救護物資) 11. 保健福祉センター施設の災害対策全般に関する事 12. 高齢者障害者等の被害調査に関する事 13. 高齢者障害者等の避難対策に関する事 14. 災害義援金品、見舞金に関する事



部・部長・部付	班・班長・班員	係	分 担 事 項
【救助部】 部 長 住 民 課 長 部 付 住 民 課 長 補 佐	〔防疫班〕 班 長 生活環境係長 副班長 保健衛生係長 班 員 保 健 師 栄 養 士	生活環境係(兼務) 保 健 師 栄 養 士	1. 木曾保健福祉事務所との連絡に関する事 2. 災害時の衛生全般に関する事 3. 災害時の公害排除防止に関する事 4. 災害時における防疫清掃及び食品衛生に関する事 5. 災害に伴う水質汚濁等公害に係る調査及び防止対策に関する事 6. 住宅の応急対策に関する事
	〔住民班〕 班 長 診 療 所 長 副班長 事 務 係 長 班 員 福 祉 係 看 護 師	福 祉 係 事 務 係 看 護 師	1. 医療関係者の動員配置に関する事 2. 医師会、医療機関との連絡調整、協力要請に関する事 3. 主食等の調達配給に関する事 4. 生活必需品の調達配給に関する事 5. 炊き出しに関する事 6. 死傷病者の調査に関する事 7. 死体の埋火葬に関する事 8. 避難所に関する事 9. 災害対策医薬品に関する事 10. 災害時における医療助産に関する事 11. 診療施設の災害現場の調査に関する事
	〔上下水道班〕 班 長 上下水道係長 副班長 上下水道係主査 班 員 上 下 水 道 係	上 下 水 道 係	1. 災害時における給水対策に関する事 2. 災害時における水道施設の応急対策に関する事 3. 災害時における下水道施設の応急対策に関する事 4. 応急対策に伴う資材の確保に関する事 5. 給水等の広報に関する事 6. 関係機関、業者への応援要請に関する事
【消防部】 部 長 消 防 団 長	班 長 副 団 長 班 員 全 団 員		1. 消防団への進路とその調整に関する事 2. 消防施設の被害調査に関する事 3. 部内への連絡調整に関する事 4. 相互応援協定による相互応援に関する事 5. 消防統計及び消防情報の報告に関する事 6. 火災警戒区域の設定と災害時の火気制限に関する事 7. 危険物施設の災害時の統制制限に関する事 8. 危険物搬送車両の災害時交通規制に関する事

部・部長・部付	班・班長・班員	係	分 担 事 項
<b>【消防部】</b> 部 長 消 防 団 長	班 長 副 団 長 班 員 全 団 員		と。 9. 火災の予防、指導、調査に関すること。 10. 消防、水防活動報告に関すること。 11. 消防、水防関係被害状況調査に関すること。 12. 災害の記録に関すること。 13. 警報、警告に関すること。 14. 河川等の巡視、警戒に関すること。 15. 交通規制、水利規制に関すること。 16. 水門等の制水、制御に関すること。 17. 水、火災以外の災害防止、鎮圧活動に関すること。 18. 火災の防御、鎮圧に関すること。 19. 救急、救助に関すること。 20. 防災資材、原料の受払いに関すること。 21. 被災者避難及び誘導について警察官との連絡に関すること。 22. 救急薬品、酸素等の確保に関すること。 23. 火災に関する情報収集、伝達に関すること。 24. 水防関係団体との連絡調整に関すること。 25. 水防上重要な資機材の調達に関すること。
<b>【教育部】</b> 部 長 教 育 長 部 付 教 育 次 長	班 長 総務係長(兼務) 小中学校長 副班長 小学校教頭 中学校教頭 班 員 総 務 係 学 校 職 員	総 務 係	1. 学校教育施設の災害対策全般に関すること。 2. 学校教育施設の被害調査、応急対策に関すること。 3. 部内の連絡調整に関すること。 4. 災害時の授業、給食その他に関すること。 5. 児童、生徒の被害調査に関すること。 6. 児童、生徒の避難対策に関すること。 7. 山村交流センターの災害対策全般に関すること。 8. 山村交流センターの被害調査、応急対策に関すること。 9. 避難所の協力に関すること。 10. 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡・調整に関すること。 11. 学用品の確保・調達に関すること。 12. 教職員の動員に関すること。

部・部長・部付	班・班長・班員	係	分 担 事 項
【教育部】 部 長 教 育 長 部 付 教 育 次 長	班 長 生涯学習係長 公 民 館 長	生涯学習係	1. 文化財・社会教育施設の災害対策全般に関する こと。 2. 文化財・社会教育施設の被害調査に関する こと。 3. 避難所の協力に関する こと。
	〔保育所班〕 班 長 園 長 副班長 主任保育士 班 員 保 育 士	保 育 士	1. 保育園児の避難、救護対策に関する こと。 2. 保育施設の災害対策に関する こと。 3. 保育施設の被害調査に関する こと。 4. 被害園児の臨時保育に関する こと。
【農林土木部】 部 長 産 業 課 長 部 付 産 業 課 長 補 佐	〔農業班〕 班 長 農 業 係 長 班 員 農 業 係	農 業 係	1. 部内の連絡調整に関する こと。 2. 災害の現場調査のとりまとめに関する こと。 3. 主要食料の調達に関する こと。 4. 農協、漁協との連絡調整に関する こと。 5. 農業協同施設等の応急対策に関する こと。 6. 農畜産物関係の災害対策に関する こと。 （ア）農作物不良天候対策本部の設置と被害状況 及び被害額の取りまとめに関する こと。 （イ）技術対策会議の開催と資料の作成。 （ウ）病虫害防除と家畜防疫等の徹底指導。 7. 水産物関係の災害対策に関する こと。 （ア）魚族の被害及び漁業施設の被害状況と被害 額のまとめ。 （イ）被害の技術対策会議の開催と資料の まとめ。 （ウ）魚族の病害予防対策。 8. 災害状況に応じて王滝村地域営農支援センター による現地指導の実施。 9. 必要物資の斡旋に関する こと。 10. 食糧事務所支所との連絡に関する こと。 11. 農業用施設の復旧に関する こと。
	〔林業班〕 班 長 林 業 係 長 班 員 林 業 係	林 業 係	1. 林業施設、林道関係の災害対策に関する こと。 2. 防災個所の点検調査に関する こと。 3. 林業施設、林道関係の被害調査及び被害額 のとりまとめに関する こと。 4. 造林地の被害状況の調査と報告。

部・部長・部付	班・班長・班員	係	分 担 事 項
<b>【農林土木部】</b> 部 長 産 業 課 長 部 付 産業課長補佐	〔土木班〕 班 長 土 木 係 長 班 員 土 木 係	土 木 係	1. 災害現状の調査のとりまとめに関する事 2. 建設事務所との連絡調整に関する事 3. 部内の連絡調整に関する事 4. 被害状況の工法指導に関する事 5. 建設業者の災害対策の連絡調整に関する事 6. 交通（道路）の応急対策に関する事 7. 河川の応急対策に関する事 8. 水防対策に関する事 9. 急傾斜地、がけ崩れ、地すべり、砂防施設等の 応急対策に関する事 10. 被害住宅等建築及び住宅の応急対策に関する こと 11. 資材の輸送に関する事 12. 土木施設の被害調査に関する事 13. 応急対策に伴う資材の確保に関する事 14. 道路・橋梁・河川等の障害物除去等の応急交通 対策に関する事
<b>【観光部】</b> 部 長 産 業 課 長 部 付 産業課長補佐	〔商工観光班〕 班 長 商工観光係長 副班長 施設管理係長 班 員 商 工 観 光 係	商 工 観 光 係	1. 商工業、観光施設の被害調査に関する事 2. 観光客等の安全対策調査に関する事 3. 商工業、観光施設に対する応急対策に関する こと 4. 商工業者に関わる被災証明に関する事 5. 観光施設の災害対策に関する事 6. 登山道の被害調査に関する事

## (イ) 災害対策現地本部の設置

- a 村長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。
- b 現地本部の任務等については、王滝村災害対策本部規程の定めるところによる。

## (ロ) 国及び県の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部もしくは、緊急災害現地対策本部又は県の現地災害対策本部が村内に設置された場合は、その本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

## (ハ) 災害対策本部の廃止

本部長は、村内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- a 災害救助法による応急救助が完了したとき。

- b 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- c 災害救援資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- d 被災数値がおおむね確定したとき。
- e その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

オ 県等への設置・廃止の通知・公表

村災害警戒本部及び村災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行う。

村災害警戒本部及び村災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 班	庁 内 放 送	総 務 課 長
住 民	防 災 行 政 無 線	総 務 課 長
県 本 部	県 防 災 無 線	総 務 課 長
地 方 部	県 防 災 無 線	総 務 課 長

カ 災害救助法が適用された場合の体制

村に災害救助法が適用されたときは、村長は県知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

ア 責務

(ア) 指定地方行政機関

村内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

(イ) 指定公共機関及び指定地方公共機関

村内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

(ウ) 村の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により、防災に関する責任を有する者

村内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

イ 活動体制

(ア) 指定地方行政機関等は、前記アの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

- (イ) 村に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び自衛隊は、村の要請に基づいて、その所属職員を村災害対策本部又は同現地本部に派遣する。

## 第2節 災害直前活動

### 第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性のある程度予測することが可能であり、被害を軽減するために情報の伝達、迅速な避難誘導等の活動を実施する。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

### 第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民、観光客、登山客に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。
- 3 火山活動の状況に応じて登山規制を行い、登山客に対して注意を喚起する。
- 4 必要に応じて警戒区域を設定し、住民、観光客、登山客に対して適切な避難誘導を実施する。

### 第3 対策

#### 1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策

##### 【基本方針】

火山活動に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報が発表された時は、村は第1章第1節「非常参集職員の活動」の「災害情報の伝達」に準じ、住民、観光客、登山客に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

##### (1) 村（総務課総務係）

- ア 長野地方気象台から県（危機管理防災課）を通じて噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報等の通報を受けた時は、第1章第1節「非常参集職員の活動」の「災害情報の伝達」により、住民、観光客、登山客、関係機関等に対して広報活動を行う。
- イ 村は御嶽山の火山現象（噴火口の状況、火山ガス、噴煙、鳴動火山性と思われる地震、雷等）の的確かつ迅速な情報の収集に努め、異常現象を覚知した場合は県危機管理防災課、長野地方気象台へ通報するとともに、関係機関へ通知する。
- ウ 村において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、次に示す異常現象発見時の通報系統を参考に、速やかにその旨を木曾地方事務所、木曾建設事務所、長野地方気象台、さらに影響が及ぶと思われる隣接町村へ伝達する。

## (2) 長野地方気象台等

気象庁地震火山部火山監視・情報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び伝達する。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。

なお、活動火山対策特別措置法第21条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」という。

## ア 噴火警報・予報

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分した噴火警戒レベルを導入している火山については、これを噴火警報・予報に含めて発表する。必要と認めるときに行う。

## (ア) 噴火警戒レベル導入火山

予報及び警報の名称	略称	発表基準	レベル	警戒事項等
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5	避難
		居住地域に重大に被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4	避難準備
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	居住地域のすぐ近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3	入山規制
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2	火口周辺 規制
噴火予報	—	噴火活動が静穏な状態が予想される場合（噴火警報解除時）	レベル1	平常



(イ) 御嶽山の噴火警戒レベル

予報及び 警報の名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	防災対応
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	住居地域避難等
			4 (避難準備)	住居地域避難準備 (自主避難、災害時要援護者避難あり)
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から住居地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	全面登山禁止 (火口から居住地域近くまで規制)
				登山禁止 (火口から概ね 3km 以内規制)
		火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	登山禁止 (火口から概ね 2km 以内規制)
噴火予報	—	火口内等	1 (平常)	火口付近立入禁止 (79-7 火口から概ね 300m 以内規制)

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、市町村防災計画等（正式に計画等になるまでの間は、御嶽山においては「御嶽山噴火警戒レベル導入に係る防災対応についての申合わせ書」）に記載

(ウ) 噴火警戒レベルと防災対応（火口の中心を 79-7 火口とした場合）

予報 警報	レベル	保全対象範囲、施設及び道路	想定される防災行動
噴火 警報	5 避難	【居住地域】状況により村で区域を設定	居住地域広域避難等
	4 避難準備	【居住地域】状況により村で区域を設定	居住地域避難準備（自主避難、災害時要援護者避難あり）
火口 周辺 警報	3 入山規制	火口～住居地域の近くまで 【施設】 遥拝所、田の原観光センター、田の原山荘 おんたけ 2240 スキー場 【道路】 村道第 41 号線 【登山道】 王滝口登山道	登山禁止（噴石の影響範囲が予想できない段階） 【施設】 一時営業休止 【道路】 村道第 41 号線：八海山で一時通行止 【登山道】 全面登山禁止
		火口～概ね 3.0km 【施設】 2.0km と同じ 【登山道】 山頂～田の原遥拝所	登山禁止（噴石の影響範囲が概ね 3.0km 以内に縮小できると判断された場合） 【施設】 2.0km と同じ 【登山道】 遥拝所上部から登山禁止（田の原遥拝所まで行ける）
		火口～概ね 2.0km 【施設】 二ノ池新館、覚明堂 【登山道】 王滝口登山道（山頂～金剛童子（八合目下））	登山禁止（噴石の影響範囲が概ね 2.0km 以内に縮小できると判断された場合） 【施設】 一時休止 【登山道】 金剛童子から登山禁止（金剛童子まで行ける）
	2 火口周辺 規制	火口～概ね 1.0km 【施設】 剣ヶ峰朝日館、王滝山頂山荘、御嶽神社社務所 【登山道】 剣ヶ峰～王滝山頂・奥の院～王滝口登山道九合目	山頂付近立入禁止 【施設】 一時休止（速やかな退避：レベル 3 も同じ） 【登山道】 石室避難小屋上部から登山禁止（九合目まで登山可能）
噴火 予報	1 平常	火口～概ね 0.3km 【登山道】 王滝口登山道火口付近	火口付近立入禁止 【登山道】 火口から概ね 0.3km 以内立入禁止（剣ヶ峰・王滝山頂までの登山は可能） 王滝山頂山荘及び周辺登山道の硫化水素ガス調査

出典：御嶽山噴火警戒レベル導入に関わる防災対応についての申し合わせ書（平成 20 年 3 月 27 日）

御嶽山火山対策会議

## イ 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

## ウ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガス濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

## エ 火山の状況に関する解説情報

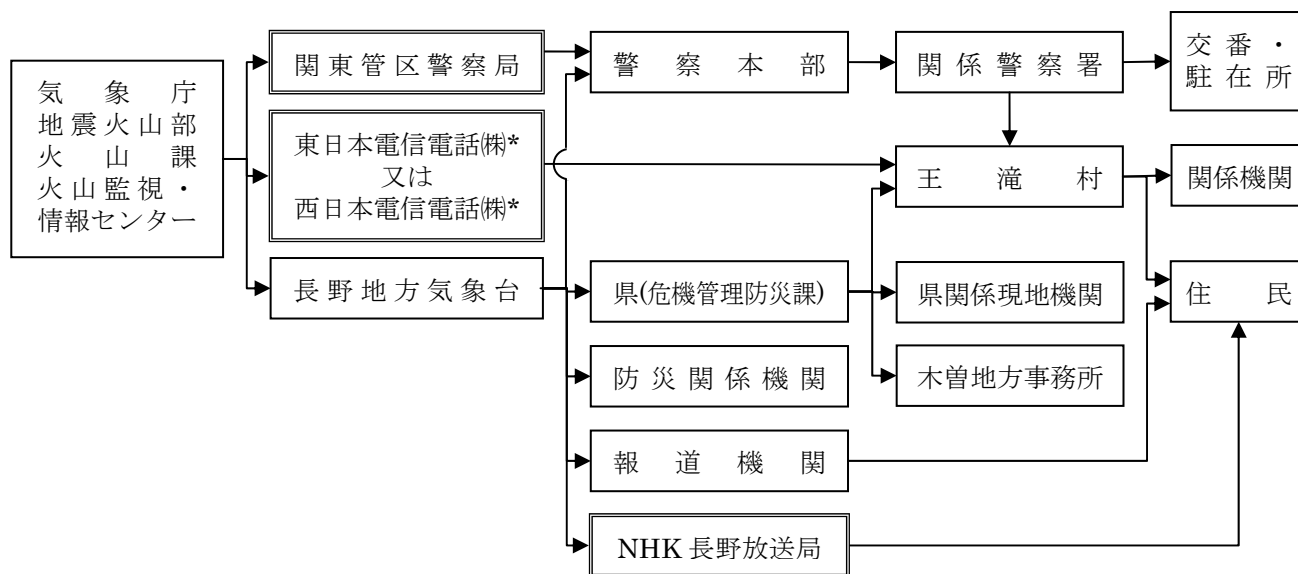
火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

## オ 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、又は必要に応じて作成し発表する。

## 噴火警報・予報等の通報伝達系統

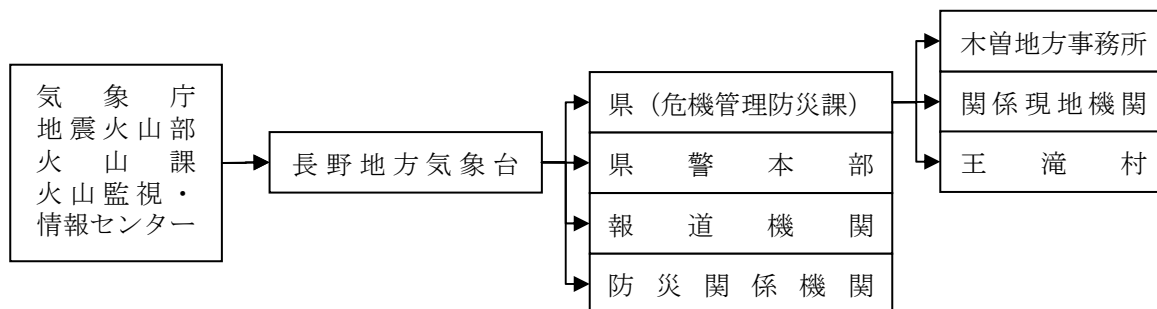
## ■ 噴火警報・予報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定通知先

※東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

■ 火山活動解説資料の伝達系統図



注 1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注 2 「関係機関」とは、王滝村地域防災計画に定める、村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

(3) 住民

以下のような異常を発見した者は、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、速やかに村又は警察官等に通報する。

ア 噴煙：噴煙の増加又は減少、色の変化

イ 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化

ウ 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

エ 鳴動：異常音の発生

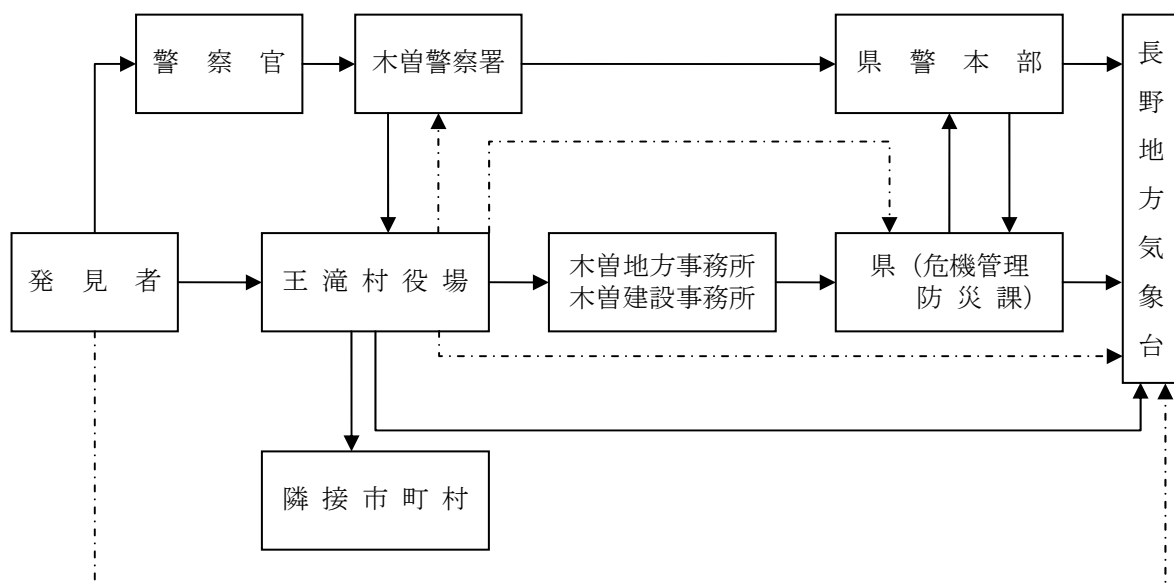
オ 火山性地震：有感地震の発生

カ 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化

キ 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

ク その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

## 異常現象発見時の通報系統



注：一転波線は副系統を示す。

## 2 防災対応等

### 【基本方針】

噴火警戒レベル導入山では、噴火警戒・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。

#### (1) 村

噴火警戒レベル導入山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベル導入山のレベルに応じた防災対応は、王滝村地域防災計画等で定める。

#### (2) 長野地方気象台

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対し解説を行う。

## 3 登山規制措置

### 【基本方針】

火山現象に異常が認められ、登山客の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、火山活動の状況に応じて登山客等に対して登山指導を行い、必要と認めるときは登山規制を行う。

#### (1) 村（村長）

##### ア 登山注意

村長は火山情報等により必要と認めるときは、次の方法により登山客等に対して注意を喚起する。

##### (ア) 王滝頂上小屋での指導

- (イ) 田の原口7合目に火山情報を掲示し注意を促す。
- (ウ) 御嶽山頂上付近の山小屋及び旅館関係者に周知し登山指導を行う。
- (エ) 特に必要な場合は監視員を増員し、現地指導にあたる。

イ 登山規制及び解除

村長は、火山情報及び現地からの異常現象の通報等により必要と認めるときは、関係機関と協議の上、現地状況等も勘案して概ね次の基準により立入規制及び解除を行う。

## 4 登山客等に対する避難措置

### 【基本方針】

火山現象に異常が認められ、登山客の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合は、前項に準じて登山規制を行う。非常時規制及び緊急時規制が発令された場合は、状況に応じて田の原、黒沢口又は飛騨口（岐阜県小坂町）へ迅速に下山させる。

#### (1) 村（村長）

非常時規制及び緊急時規制が発令された場合、村長は次の計画により、登山者及び関係住民を避難させる。

##### ア 警戒避難

火山現象の異常を覚知した場合において村長が必要であると認め、第1章第2節「災害直前活動」の非常時規制の発令がなされた時に事前措置としてとる避難をいう。

- (ア) 王滝頂上周辺の登山者及び諸施設の関係者については、王滝頂上休泊所へ収容し、緊急度、天候、時間等の判断により、新設ルート経由で田の原まで避難誘導する。
- (イ) 剣ヶ峰二の池周辺の登山者及び施設関係者については、木曾町村及び関係施設の管理者へ協力を要請し、二の池本館等（二の池新館、覚明堂等）へ収容し、状況判断の上、黒沢口6合目まで避難誘導する。

##### イ 緊急避難

第1章第2節「災害直前活動」の緊急時規制の発令がなされた時にとる緊急避難をいう。

- (ア) 避難対象者の位置等により、前記の警戒避難に準じた方法で避難誘導するが、各収容施設は原則として集結場所として使用し、速やかに各登山口へ避難誘導する。
- (イ) 剣ヶ峰二の池周辺の登山者については、火山活動の状況により、必要と認めた場合は岐阜県小坂町へ協力を要請し、飛騨口へ避難誘導する。
- (ウ) 火山活動の状況により必要と認めた場合は、自衛隊及び県へ、ヘリコプター等を要請する。  
（第4章第1節「ヘリコプターの運用計画」参照）

##### ウ 避難誘導の方法

村長は避難誘導について必要と認めるときは、関係市町村及び関係機関と協議の上、山頂周辺施設の関係者及び関係団体（山岳救助隊等）にも協力を要請し、適正かつ迅速な避難誘導体制をとる。また、登山シーズン中においては王滝頂上山荘に監視員を常駐させ、登山者等に対して適切な伝達指導を行う。

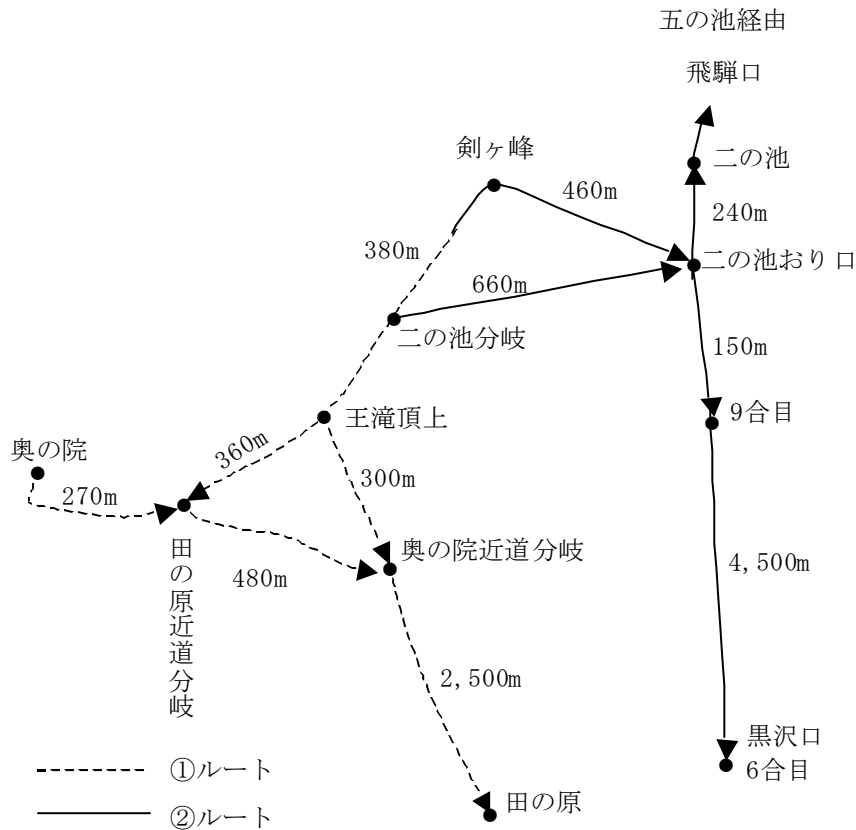
##### エ 避難経路

主な経路は次図の2ルートとするが、火山活動の状況判断により迅速で的確な対応を行う。

##### オ 避難路の整備

村は安全な避難ができるように避難路（登山道）の整備を行う。

避難経路図



5 警戒区域の設定、避難勧告等

【基本方針】

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難準備情報を伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。具体的な活動は、第4章第5節「避難収容活動」に準じる。

(1) 村（総務課総務係）

ア 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。

イ 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

ウ 災害が発生するおそれのある場合には避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、適切な避難誘導実施する。住民に対する警戒区域の設定、避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達にあたっては、村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

エ 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、災害時要援護者に対して配慮するよう努める。

オ 避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。

カ 警戒区域、避難準備情報、避難勧告、避難指示の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

(2) 住民

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。



## 第2章 火山情報の収集伝達

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 災害情報の収集・連絡活動	268	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第2節 災害広報活動	275	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に</li><li>● 「震災」を「火山災害」に</li><li>● 「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に</li></ul>

## 第3章 応援・派遣

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 広域相互応援活動	279	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第2節 自衛隊災害派遣活動	285	● 「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ● 「震災」を「火山災害」に ● 「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に

## 第4章 被害軽減対策

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 ヘリコプターの運用計画	291	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ● 「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ● 「震災」を「火山災害」に ● 「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第2節 救助・救急・医療活動	296	
第3節 消防・水防活動	302	
第4節 緊急輸送活動	306	

## 第5節 避難収容活動

### 第1 基本方針

火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され、住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次の実施責任者である村長が中心に計画作成をしておく。

その際、災害時要援護者についても十分考慮する。

特に、保健福祉センター、保育所が土砂災害危険区域内に所在しているため、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これら施設に十分配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は、適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び村は、速やかに仮設住宅の確保を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 避難準備情報、避難勧告、避難指示

##### 【基本方針】

災害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、住民の積極的な協力を得て、火山情報の迅速かつ適確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えるよう心がける。

##### (1) 実施機関

ア 火山災害に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難の勧告及び指示を行う。

避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、住民の積極的な協力を得て、火山情報の迅速かつ適確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

## 避難の勧告・指示の実施機関、根拠等

実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
避難勧告	村 長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示	村 長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示	水防管理者 (村 長)	水防法第 29 条	洪 水
避難指示	知事又はその命 を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり 災害全般
避難指示	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般 災害全般
避難指示	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
避難所の開設、 収容	村 長		

イ 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

## (2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

## ア 「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼び掛け、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

## イ 「勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為をいう。

## ウ 「指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

## (3) 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

## ア 村長及び消防機関の長の行う措置

## (ア) 避難指示、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行う。

- a 長野地方気象台から噴火警報等が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- c 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- d 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的被害が予測される地域
- e 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- f 避難路の断たれる危険のある地域

- g 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- h 酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

## (イ) 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記(ア)の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するもの。

## (ウ) 報告（災害対策基本法第 60 条）

(報 告)

村 長 → 知 事

(木曾地方事務所長経由)

(報告様式は、第 2 章第 1 節「火山情報の収集・連絡活動」参照)

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

## イ 水防管理者の行う措置（村長）

## (ア) 指 示

水防管理者は、洪水の氾濫<sup>はんらん</sup>により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

## (イ) 通知（水防法第 22 条）

(通 知)

水防管理者（村長） → 木曾警察署長

## ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

## (ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

## (イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(通 知)

知事又はその命を受けた職員 → 木曾警察署長

## エ 警察官の行う措置

## (ア) 指 示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

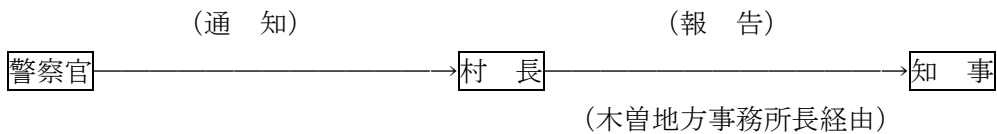
さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

- c 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときには、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。  
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等災害時要援護者については可能な限り、車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

前記(ア)cによる場合（災害対策基本法第 61 条）



前記(ア)dによる場合（警察官職務執行法第 4 条）

(順序を経て報告)

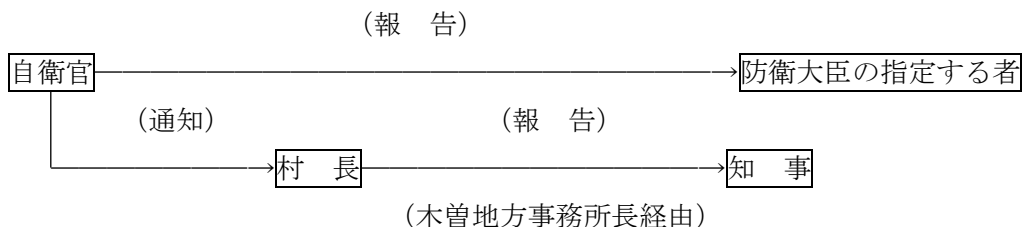


オ 自衛官の行う措置

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第 94 条）



(4) 避難指示、避難勧告の基準

ア 事前避難

前記(3)ア(ア)a～h に該当する地域が発生すると予想されるとき。

イ 緊急避難

前記(3)ア(ア) a～h に該当する地域が発生したとき。この場合、避難命令が発せられた場合はもちろん、通信の途絶等で勧告・指示の伝達がなされない場合でも、住民は自主的に避難する。

ウ 収容避難

緊急避難した避難所に危険が生じたため、他の安全な避難場所に避難させるとき、又は救出者等を安全な場所に避難させるとき。

(5) 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

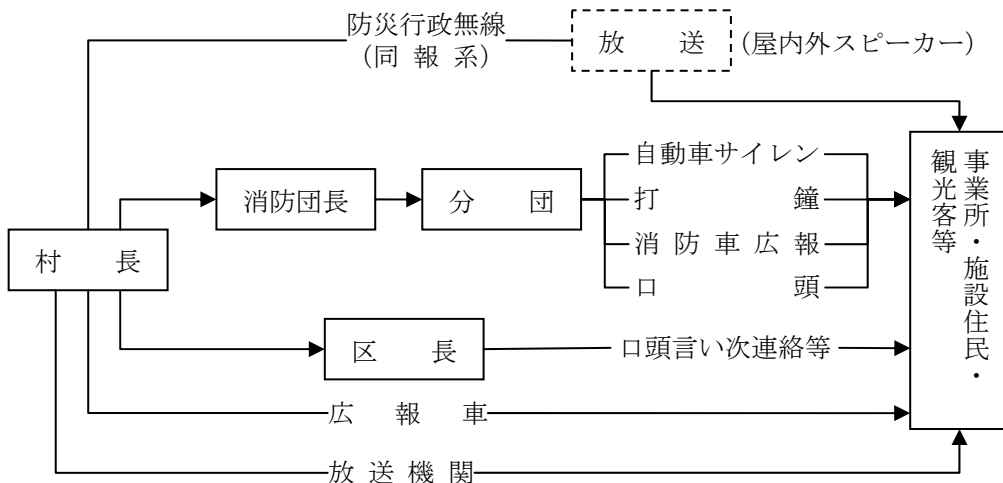
- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 避難すべき理由
- (オ) 対象地域及び対象者
- (カ) 避難場所
- (キ) 避難の時期・時間
- (ク) 避難の経路又は通行できない経路
- (ケ) 住民のとるべき行動や注意事項
- (コ) 危険の度合

(6) 住民への周知

避難指示、避難勧告、避難準備情報は、次の要領により関係地域の住民に知らせる。

ア 伝達系統

伝達系統





イ 伝達方法

(ア) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段、又は直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。(総務課総務係)

(イ) 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。

(ウ) 消防団長は、村長より連絡を受けたときには、各消防分団長に指示し、サイレンの吹鳴、警鐘、消防車広報、口頭、自動車サイレンをもって住民に伝達する。

(エ) 村長は避難指示、避難勧告、避難準備情報を、その時点での適当な伝達手段で当該区域内の区長に連絡し、区組織を通じ戸別訪問で口頭連絡等により住民に周知する。その場合に観光客等村外者への伝達に配慮する。また、各宿泊施設の管理者は宿泊施設に周知する。特に、夜間、停電時及び降雨・暴風時には、警察官・消防団等に協力を依頼し、的確に伝達されるようにする。

(オ) 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は、危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(7) 災害時要援護者の状況把握 (住民課福祉係)

村は、災害発生後直ちに民生・児童委員、区長、消防団、警察関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

(8) 村有施設における避難活動 (全部)

火山災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、災害時要援護者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合、又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難の誘導を行う。

イ 避難の勧告及び指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

【基本方針】

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施者

ア 村長、村職員 (災害対策基本法第 63 条)

イ 水防団長 (消防団長)、水防団員 (消防団員)、消防職員 (水防法第 14 条)

ウ 消防吏員、消防団員 (消防法第 28 条)

エ 警察官 (前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合)

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一村長又はその職権を行う者がその場にはいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を村長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### 【基本方針】

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮する。

(1) 前記1(1)アの実施機関

ア 誘導の優先順位

避難順位はおおむね次の順序による。

- (ア) 傷病者、障害者
- (イ) 高齢者、妊婦、乳幼児、児童
- (ウ) 前記以外の一般住民、観光客
- (エ) 防災対策従事者

イ 避難誘導・自主避難

(ア) 避難誘導責任者は、警察官、消防団員、村職員及び村長の指名する者が行うが、出来るだけ当該地域を包括する消防分団長が行うように努める。また、誘導員は、当該責任者が所属の団体の中から指名した者が行い、誘導にあたっては、極力安全と統制が図れるようにする。

(イ) 区、自主防災組織及び事業所等の防災組織は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、可能な限り区等の集団避難により段階的に避難場所へ避難する。

ウ 避難誘導の方法

(ア) 誘導員は、避難場所、経路及びその方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

- (カ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- (キ) 高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立退くことが困難な者については、救護班（医師、看護師、保健師等）を要請し、車両により保健福祉センターへ優先的に避難させる。

また、住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

#### エ 移送の方法

避難先への移送及び輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、広範囲な移送又は災害時要援護者の移送のため車両、ヘリコプター等を必要とするときは、現地で調達できる場合を除き、直ちに総務課総務係に連絡し、次の措置を依頼する。

##### (ア) 小規模移送の車両調達

村所有車、また、必要がある場合は村内の各機関、各団体等の所有車両を借り上げる。

##### (イ) 大規模移送の車両調達

災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は木曽地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、ヘリコプター、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

村は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

#### オ 避難時の携帯品

携帯品は、次に掲げる最小限度とし、円滑な避難を図る。

- |             |              |                |       |
|-------------|--------------|----------------|-------|
| ○現金         | ○貴重品         | ○懐中電灯、ローソク、マッチ |       |
| ○携帯ラジオ、予備電池 | ○水筒          | ○食料（2～3食程度）    | ○粉ミルク |
| ○紙おむつ       | ○救急薬品        | ○タオル           | ○石鹸   |
| ○ちり紙        | ○着替え（2～3枚程度） | ○生理用品          |       |

#### カ 観光客に対する対策

観光客が多い県道御岳王滝黒沢線沿いに重点をおき、観光客の安全を確保する。観光客は、災害発生後帰宅させるが、災害の状況により、以下の措置を講ずる。

##### (ア) 宿泊客に対する措置

避難命令が発令された場合、各宿泊施設の管理者は、宿泊中の観光客を予め指定された避難所まで避難させる。御岳高原（田の原、八海山含む）においては、(イ)に準じて実施する。従業員だけで誘導等ができない場合は、警察官、消防団の協力を求める。

##### (イ) 日帰り客等に対する措置

災害対策本部員、誘導員等の到着までの間は、状況により観光客が自主的に避難する。各宿泊施設の管理者等は、観光客を予め指定された避難所まで避難させる。

各宿泊施設、観光センター、スキー場施設が使用不可能となり、避難者を収容しきれない場合は、テニスコート、駐車場にテント等を仮設して収容する。

##### a 田の原（冬期は八海山における措置と同様とする。）

木曽御嶽観光と協力し、観光センターへ誘導する。

## b 八海山

木曽御嶽観光と協力し、八海山荘、スキー場施設へ誘導する。なお、多客期については、八海山の各宿泊施設の管理者に協力を求める。

## c 御岳高原

管理センターまで誘導する。なお、必要がある場合には名古屋市民休暇村、御岳高原の各宿泊施設の管理者に協力を求める。

## d その他の地区

原則として住民と同様の避難施設に避難する。

(ウ) けが等により移送が困難と判断されるものについては、救護班（医師、看護師、保健師、消防団員等）を要請し収容させる。（第4章第2節「救助・救急・医療活動」参照）

(エ) 村長は各避難場所に収容された観光客の安全を確認し、ヘリコプター等により村外等安全な地域へ迅速に避難させる。（第4章第1節「ヘリコプターの運用計画」参照）

## キ 登山客に対する対策

登山客に対する対策は、第1章第2節「災害直前活動」による。

## (2) 住民

## ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は、避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等の出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

## イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、ア同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、避難場所、安全な場所等へ自主的に避難する。

## 4 避難所の開設・運営

## 【基本方針】

収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

## (1) 村

## ア 避難所の開設（住民課福祉係）

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

(ア) 避難所はあらかじめ指定されている各地区の避難所（資料10-1「避難所、避難地及びヘリポート一覧」参照）を指定する。

(イ) 大規模な噴火（御嶽山ハザードマップ想定規模の噴火）の発生が予想される場合は、次に示す避難方法により避難所を指定するが、降灰の状況、積雪の有無、天候等により災害予想区域が変わるため、噴火の状況に応じて指定する。また、王滝小中学校は噴火後の降雨による土石流発生予想区域内に位置するため、ハザードマップで指定している規模の降雨（100年に一度の降雨）が予想される場合は、状況により避難所の指定から除く。

- (ウ) 指定した避難所において避難者を収容しきれなくなった場合は、テントの設営、プレハブ等の仮設を行う。テントの設営、プレハブ等の仮設は産業課の協力を得て行う。
- (エ) 災害時要援護者に対しては、保健福祉センターへ優先的に受入れるが、大規模災害により避難が長期にわたると予想される場合や、診療所、保健福祉センターが被害に遭うと想定される場合は、村外の医療機関、社会福祉施設等へ迅速に避難させる。避難の実施にあたっては以下の点に留意する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
  - a 受け入れ先の確保
  - b 安全な移送体制の検討
  - c 援護の必要性の高い者から優先的に移送

## 大規模な噴火が予想される際の避難方法

区 域	地 区	事 前 避 難 緊 急 避 難	収 容 避 難
ハザードマップ° 災 害 予 想 区 域 内	野口、上条、下条、 九蔵、東、中越	中心部の王滝村国民体 育館、王滝村公民館、下条 区公民館、王滝小中学校体 育館へ誘導する。(注)	同左
ハザードマップ° 災 害 予 想 区 域 外 (孤立が予想 される地区)	滝越、鞍馬・崩越、 上条(小川)	各地区の避難所へ誘導 する。	噴火活動の状況により 道路被害が予想される場 合や、既に道路被害が発 生している場合は、各地 区の避難場所へ一時避難 し、ヘリコプターにより 中心部へ誘導する。
御 岳 高 原	御岳高原 (田の原、八海 山、御岳高原)	観光客は自家用車、観光 バス、路線バスにより帰宅 させる。	噴火活動の状況により 道路被害が予想される場 合や、既に道路被害が発 生している場合は、スキ ー場施設、各宿泊施設へ 一時誘導し、ヘリコプタ ー、自動車により避難・ 帰宅させる。

注：保健福祉センターは、災害時要援護者を優先的に避難させる施設とする。

- (ウ) 避難所を開設したとき、村長は、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。  
 避難所開設にあたった職員は、避難収容を終えた後、総務課総務係に無線もしくは電話等によりその旨を報告する。村長は県、警察署、消防機関等に対して、開設の状況を連絡する。
- 知事への報告事項
- a 避難所開設の日時及び場所
  - b 収容状況及び収容人員
  - c 開設期間の見込み
- イ 避難所の管理（住民課福祉係）
- (ア) 避難所を開設し、被災した住民を収容した場合、住民課長は、直ちに各避難所ごとに管理責任者として担当職員を派遣駐在させ、収容者の保護、避難所の防疫等避難所の管理を行う。なお、派遣職員は次の事務を処理する。（資料 4-1「被害状況等報告様式」参照）
- a 避難所収容台帳
  - b 避難所物品受払簿

c 避難所設置に要した証拠書類及び物品受払証拠書類の整備

(イ) 避難にあたっての注意事項等を掲示し、混乱の防止に努める。

(ウ) 住民の避難受入れが円滑に行われるよう、避難所内に事務所を開設する。

ウ 避難所の運営

(ア) 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。(住民課福祉係)

a 避難者

b 住民

c 自主防災組織

d 他の地方公共団体

e ボランティア

(イ) 避難者に係る情報の早期把握に努める。(住民課福祉係)

(ウ) 避難の長期化等、必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。(住民課福祉係)

(エ) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。(住民課福祉係)

a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障害者用携帯便器等の供給等の整備を行う。

b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

c 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努める。

○ 介護職員等の派遣

○ 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

○ 診療所や保健福祉センター等への受入れ

(オ) 災害時要援護者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、精神科医、保健師等による巡回健康相談等を実施する。(住民課福祉係、診療所)

(カ) 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保する。(住民課福祉係)

(キ) 東日本電信電話㈱に、観光客を考慮した台数の特設公衆電話の設置を要請するなど、観光客の連絡手段を確保する。(総務課総務係)

(ク) 寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が欠かせないものであるため、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。(住民課福祉係)

(ケ) 避難の必要がなくなり、避難所を閉鎖したときは直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。(村長)

(コ) 避難後の警備は、事前に協議し、警察官、消防団等で実施し、避難地域の安全対策に万全を期す。

エ 学校・保育所における対策

(ア) 小中学校における対策(教育委員会総務係、学校長)

a 学校長は、自校が地域の避難所となった場合、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急時の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ、村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間における教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

c 児童、生徒が在学時に火山災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、児童、生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童、生徒の避難場所を明確に区分する。

(イ) 保育所における対策（住民課福祉係、保育園長）

保育所が避難所となった場合、園長は前記(ア)に準じて適切な対策を行う。

## (2) 関係機関（全機関）

ア 避難所の運営について、必要に応じ村長に協力する。（全機関）

イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等

被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部

日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。

(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供

(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

## (3) 住民

ア 避難所の管理運営については、村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

イ 避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

(ア) 自治組織の結成とリーダーへの協力

(イ) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

(ウ) 災害時要援護者への配慮

## 5 住宅の確保

### 【基本方針】

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び村は相互に連携し、公共住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、災害救助法が適用されない場合は、必要に応じて村が住宅の提供を行う。



(1) 村（産業課土木係、住民課生活環境係）

- ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
  - (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
  - (イ) 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供する。
  - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。
  - (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ 利用可能な賃貸住宅の情報を被災者に提供する。
- オ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

## 第6節 孤立地域対策活動

### 第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

孤立が予想される地域が少ない本村の災害応急対策は、つねにこれを念頭に置き、

- 1 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- 2 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保  
の優先順位をもってあたる。

### 第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては、村から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 孤立実態の把握対策

##### 【基本方針】

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

##### (1) 村（総務課総務係）

- ア 孤立予想地域に対し、NTT 回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。（本編 第2部第1章第6節「通信・放送施設災害予防計画」参照）
- イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

## 孤立予想地域

地 区	世 帯 数	人 数
九 蔵	54	130
滝 越	15	24
計	69	154

資料：地区 平成 21 年孤立集落調査  
世帯数・人口 平成 17 年度国勢調査

## 2 救助・救出対策

## 【基本方針】

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

## (1) 村

第 4 章第 1 節「ヘリコプターの運用計画」、第 4 章第 2 節「救助・救急・医療活動」、第 4 章第 5 節「避難収容活動」等を参考に以下の活動を実施する。

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。(村長、総務課総務係)

イ ヘリコプターの要請に関しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。(村長、総務課総務係)

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。(総務課総務係)

エ 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討して、必要に応じて、県又は他市町村の応援を得て、救出を推進する。(総務課総務係、産業課商工観光係)

## 3 通信手段の確保

## 【基本方針】

NTT 回線が不通となった場合、防災行政無線や消防無線等の設置されていない場所にあつては、孤立地域への必要な連絡をする事が不可能になる。

情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

## (1) 村 (総務課総務係)

被災の状況に応じ、職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継、アマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

## (2) 東日本電信電話(株)長野支店

ア 災害応急復旧用無線電話機、孤立防止用無線機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。(資料 15-4「孤立防止用無線機等の使用方法等」参照)

イ 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

## (3) 住民

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努める。

## 4 食料品等の生活必需物資の搬送

## 【基本方針】

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合において、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

## (1) 村（住民課福祉係）

県道御岳王滝黒沢線の迂回路としての村道1号線による輸送確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。（第5章第4節「生活必需品の調達供給活動」参照）

## (2) 住民

ア 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

イ 住民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努める。

## 5 道路の応急復旧活動

## 【基本方針】

孤立地域に対する最低限度の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

## (1) 村（産業課土木係）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。（第7章第1節「障害物の処理活動」、第7章第11節「道路及び橋梁応急活動」参照）

## 第7節 土砂災害等応急活動

### 第1 基本方針

火山噴火により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等、現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し、応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 地すべり等応急対策

##### 【基本方針】

規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にするために応急工事を実施する。

##### (1) 村

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。(第4章第5節「避難収容活動」参照)(総務課総務係)

イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。(産業課土木係)

##### (2) 住民

警戒避難情報に注意を払い、勧告・指示が出された場合、これに迅速に従う。

#### 2 火砕流、泥流、土石流対策

##### 【基本方針】

被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

##### (1) 村

ア 火山活動の状況を住民に伝え、的確な警戒避難体制を敷く。(第4章第5節「避難収容活動」参照)(総務課総務係)

イ 必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。(第4章第5節「避難収容活動」参照)(総務課総務係)

ウ 県と協力し、被害拡大を防止するための応急処置及び監視を行う。(産業課土木係)

##### (2) 住民

避難勧告、避難指示に従い、早急に安全な場所に避難する。

## 第8節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

### 第1 基本方針

火山災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

被害を最小限に抑えるため、以下のような応急活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害防止のため、応急危険度判定士の制度を活用する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### 【基本方針】

##### <建築物関係>

災害発生時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から住民を守るための措置を講ずる必要がある。

##### <道路及び橋梁関係>

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。

#### (1) 村（総務課総務係、産業課土木係）

##### <建築物関係>

火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は、応急危険度判定士の制度を活用する。

（第2編 第3部第4章第8節「二次災害防止活動」参照）

##### <道路及び橋梁関係>

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。（第7章第11節「道路及び橋梁応急活動」参照）

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

##### 【基本方針】

##### <危険物関係>

火山災害発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

##### <液化石油ガス関係>

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

(1) 村、木曾広域消防本部

木曾広域消防本部と協力し、以下の対策を実施する。

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等（村長）

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害発生時等における連絡（総務課総務係）

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導（総務課総務係）

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう以下に掲げる項目について指導する。

(2) 危険物施設の管理者等

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

危険物施設、液化石油ガス一般消費先等の二次災害防止については、木曾広域消防本部の指導による。

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したとき、消防団、自衛消防組織は現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

カ 従業員及び周辺住民に対する措置

木曾広域消防本部、木曾警察署等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺住民の安全確保のための措置を行う。

### 3 倒木等の対策

#### 【基本方針】

火山噴火等により森林の機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害が予想されるため、対策を講ずる必要がある。

(1) 村（産業課土木係、産業課林業係）

倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。

（第4章第3節「消防・水防活動」参照）



## 第5章 被災者の生活再建等の支援

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 災害時要援護者に対する応急活動	332	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ● 「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ● 「震災」を「火山災害」に ● 「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第2節 食料品等の調達供給活動	335	
第3節 飲料水の調達供給活動	339	
第4節 生活必需品の調達供給活動	341	
第5節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	343	

## 第6節 文教活動

### 第1 基本方針

小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）は、多くの児童、生徒を収容する施設であり、災害発生時には児童、生徒の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、村及び県は、あらかじめ定められた計画等に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童、生徒に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

### 第2 主な活動

- 1 児童、生徒の安全な避難誘導、保護者への引渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保を行う。
- 3 被災した児童、生徒に対する教科書の供与、就学援助等を行う。
- 4 学校施設等に伝染病等の発生及びその危険がある場合は、十分な防疫対策を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 児童生徒に対する避難誘導

##### 【基本方針】

学校長は、災害発生に際して、「玉滝小・中学校防災計画」（資料 23-1）等に基づき、児童、生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

##### (1) 村（教育委員会総務係、学校長）

学校長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童、生徒の安全を確保するために、「玉滝小・中学校防災計画」（資料 23-1）等及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

##### ア 授業開始後の措置

##### (ア) 児童、生徒の事前帰宅

情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

##### (イ) 避難場所への避難誘導

- a 村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童、生徒を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- b 全校の児童、生徒の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童、生徒がいる場合は、捜索・救出にあたりるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という。）、村及び関係機関に報告又は連絡する。
- c 保護者には、あらかじめ避難誘導場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

##### (ウ) 児童、生徒の帰宅、引渡し、保護

- a 児童、生徒を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童、生徒の安全を配慮し、下校の方法を決定する。
  - b 災害の状況によっては、地区担当職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に、直接、引き渡すなどの措置をとる。
  - c 災害の状況及び児童、生徒の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (エ) 保護者との連絡方法
- 児童、生徒名簿により電話等により連絡する。電話が不通の場合は、地区担当職員又は学級担任職員が家庭へ行き連絡する。
- イ 在校時外の措置
- (ア) 登校前、下校後
- 火山情報の収集に努め、火山災害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校等の措置をとる。
- a 臨時休校、始業時間の繰り下げの家庭連絡を行う。
  - b 集団登校の場合は、地区担当職員が現地へ行く。
- (イ) 登校中、下校中
- a 学校にいる児童、生徒の確認をする。
  - b 各家庭と連絡をとり、児童、生徒の所在を確認する。
- (ウ) 休校中の連絡
- a 地区別連絡網を主とし、学級のみ場合は学級連絡網で行う。
  - b 地区担当職員又は学級担任職員が家庭訪問をする。
  - c 自宅以外に避難した場合は、家庭別避難一覧表をつくり、電話連絡をする。長期にわたる場合は避難先を訪問する。
- (エ) 村教育委員会への報告
- 休校等の措置をとった場合は、村教育委員会（以下「村教委」という。）にその旨連絡する。

## 2 応急教育計画

### 【基本方針】

学校においては、災害時の教育活動に万全を期すため、教職員及び学校施設・設備等を早急に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

#### (1) 村（教育委員会総務係、学校長）

ア 県教委の指導及び支援を得て、村教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

##### (ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業の実施が困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

- (イ) 教職員の確保  
 災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。
- (ウ) 学校給食の確保  
 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- イ 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。
- (ア) 被害状況の把握  
 児童、生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教委及び関係機関へ報告又は連絡する。
- (イ) 教職員の確保  
 災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、村教委と連絡をとり、その確保に努める。
- (ウ) 教育活動
- a 災害の状況に応じ、村教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
  - b 被災した児童、生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
  - c 避難所等に避難している児童、生徒については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導にあたる。
  - d 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。
- (エ) 児童、生徒の健康管理
- a 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
  - b 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- (オ) 教育施設・設備の確保
- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
  - b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。また、代替教室として、他の教室や付近の公共施設（公民館等）を利用し行う。
  - c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合、及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合は、以下の方法により授業の実施に努める。
    - ・ 各地区の公共施設（公民館等）を利用し、分散授業を実施する。
    - ・ 規模の大きい公共施設（王滝村国民体育館、王滝村公民館等）を利用し、二部授業又は学級合併授業を実施する。
    - ・ 仮設校舎を建設し、授業を行う。
    - ・ 被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設利用し、授業を実施する。

### 応急教育の予定場所一覧

1	王滝村公民館	9	九蔵区集会施設
2	王滝村国民体育館	10	滝越区公民館
3	下条区公民館	11	鞍馬区集会施設
4	東区公民館	12	二子持区集会施設
5	中越区公民館	13	御嶽山岳歴史文化会館
6	上条高齢者コミュニティセンター	14	崩越集会施設
7	野口区公民館	15	王滝村保健福祉センター
8	野口コミュニティセンター	16	教育交流センター

#### (カ) 学校給食の確保

##### a 非常用食料保管

災害発生に備えてアルファ米、乾パン、缶詰、かん麺等の非常用食料を常備し、定期的な点検等により保存の安全を図る。

##### b 燃料、調味料等の備蓄

学校が避難所となった場合の応急給食の実施に備えて、燃料、調味料等の最小限の数量を常に確保しておく。

##### c 学校給食の一時中止（できるかぎり継続実施を原則とする。）

- ・ 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
- ・ 給食施設が被害を受け給食実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの間。
- ・ 伝染病その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- ・ 給食物資の調達が困難なとき。
- ・ その他給食の施設が外因的事情（停電、断水等）により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められたとき。

##### d 給食再開

再開にあたっては衛生管理上の点検を十分に行ったあと再開する。

### 3 教科書の供与等

#### 【基本方針】

被災した児童、生徒の学習を支援するために教科書等を供与する。

#### (1) 村（教育委員会総務係）

児童、生徒の教科書、教材、学用品（文房具、通学用品）の被害調査を早期に実施し、失った児童、生徒への支給及び斡旋等を下記により実施する。

##### ア 調達方法

- (ア) 王滝小中学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。村における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼するが、とりあえず卒業生から借用して間にあわせる等の措置をとる。

- (イ) ノート、文具、通学用品等は村内及び郡内の文房具店、書店及び雑貨店等より調達する。大量のため郡内において調達不能の場合は、隣接の卸問屋等から緊急調達する。

#### イ 支給の対象者

住家の全壊、全焼、流失・半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失、棄損し、就学上支障のある被災児童、生徒及び家庭状況を学級毎に調査し、教科書及び学用品の配布の措置を実施する。また、教育経費の負担については、被害の状況により特別な配慮を行う。

#### ウ 支給の方法

限度額内において調達し、児童、生徒に配布する。経費の負担は災害の都度検討し決定する。支給の期間は災害発生の日から、教科書1ヶ月以内、文房具、通学用品は15日以内とする。

#### エ 支給品目

- (ア) 教科書
  - (イ) 教材（必要最低限の教材）
  - (ウ) 文房具：ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等
  - (エ) 通学用品：カバン、運動具、傘、ゴム靴等

## 4 学校の衛生管理

### 【基本方針】

学校施設等に伝染病等の発生及びその危険がある場合は、必要な措置をとり、十分な防疫対策を行う。また、被災児童の心理的不安を取り除くために、メンタルケアを実施する必要がある。

#### (1) 村

##### ア 学校施設の防疫（教育委員会総務係、住民課生活環境係、住民課保健衛生係）

- (ア) 災害状況により伝染病等の発生及びその危険がある場合は、消毒等の必要な措置をとり、十分な防疫対策を行う。
- (イ) 学校施設が緊急避難所となった場合は、共同使用箇所についての衛生管理を十分に行う。

##### イ 被災職員、児童、生徒の健康管理

- (ア) 校医、保健福祉事務所との連絡を密にし、万全を期す。（教育委員会総務係、診療所）
- (イ) 災害の状況によっては、職員、児童、生徒の伝染病予防接種や健康診断を保健福祉事務所等に依頼し実施する。（教育委員会総務係、診療所）
- (ウ) 被災による児童、生徒の精神的ショック、避難生活の長期化による精神的ストレスに対応するため、必要に応じ精神科医師等の派遣を要請する。（教育委員会総務係、診療所）
- (エ) 被災又は長期に渡り登校できない児童、生徒については、状況により担当職員等が家庭訪問を行う。

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第7節 飼養動物の保護対策	350	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ●「震災」を「火山災害」に ●「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第8節 ボランティアの受入れ体制	351	
第9節 義援物資、義援金の受入れ体制	353	

## 第6章 災害救助法の適用

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 災害救助法の適用	355	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"><li>●「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に</li><li>●「震災」を「火山災害」に</li><li>●「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に</li></ul>



## 第7章 応急復旧・事後処理

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 障害物の処理活動	360	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ● 「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ● 「震災」を「火山災害」に ● 「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第2節 保健衛生、防疫活動	364	
第3節 死体の捜索及び処置等の活動	368	
第4節 廃棄物の処理活動	371	
第5節 危険物施設・ガス施設等応急活動	374	
第6節 電気施設応急活動	376	
第7節 上水道施設応急活動	378	
第8節 下水道施設応急活動	381	
第9節 通信・放送施設応急活動	383	

## 第10節 建築物災害応急活動

### 第1 基本方針

火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

### 第3 活動の内容

#### 1 建築物

##### 【基本方針】

火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導等を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

##### (1) 村（全部）

ア 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、村営住宅、村立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、被害の規模が大きく、村において人員が不足場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて、必要な措置を講ずる。

#### 2 文化財

##### 【基本方針】

文化財は、貴重な国民財産であるため、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(1) 村（教育委員会生涯学習係）

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

(2) 所有者

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のため、応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

（資料 16-1 「村内の文化財の状況」参照）

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第11節 道路及び橋梁応急活動	387	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ● 「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ● 「震災」を「火山災害」に
第12節 河川施設等応急活動	389	● 「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に

## 第13節 農林水産物災害応急活動

### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 農水産物災害応急対策

##### 【基本方針】

被災を受けた作物の技術的指導は、県、村及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

##### (1) 村（産業課農業係）

ア 木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合、中信農業共済組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を木曾地方事務所に報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を木曾農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

##### (2) 木曾農業協同組合、木曾農業改良センター、中信農業共済組合等

ア 村等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

イ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

##### (3) 住民

ア 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、木曾農業協同組合、中信農業共済組合等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

##### イ 作目別の主な応急対策

###### (ア) 水稲

a 降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努める。

b 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

###### (イ) 果樹

a 散水して灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行う。

b 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

- (ウ) 野菜及び花き
    - a 散水・水洗いを実施し、灰の除去を図る。
    - b 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
  - (エ) 畜産
    - a 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、降灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにする。
    - b 刈取期にある飼料作物、牧草は、灰をよく払い落としての収穫に努める。
  - (オ) 水産
    - a 養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、<sup>へいし</sup>斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- ウ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

## 2 林産物災害応急対策

### 【基本方針】

倒木や損傷した製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去し、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工等の速やかな復旧を進める。

#### (1) 村（産業課林業係）

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

#### (2) 中部森林管理局木曾森林管理署

ア 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。

イ 村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに、応急復旧措置をとる。

#### (3) 住民、木曾森林組合

村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。



## 第4部 災害復旧計画

### 第1章 災害復旧計画の作成

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 復旧・復興の基本方針の決定	401	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ●「震災」を「火山災害」に ●「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第2節 迅速な現状復旧の進め方	402	
第3節 計画的な復興	405	
第4節 資金計画	407	



## 第2章 生活の安定化

節	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節 被災者等の生活再建等の支援	410	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「地震災害」を「火山災害」に ●「震災」を「火山災害」に ●「耐震性」を「火山災害に対する安全性」に
第2節 被災中小企業等の復興	414	

## 第5部 継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成する。

以下は、災害が長期化した場合に講ずべき対策の指針である。

### 第1節 避難対策

#### 第1 基本方針

通常の一過性の災害とは異なり、火山災害においては、火山活動が長期にわたり、土石流等が反復する継続的災害となる場合も考えられる。

その場合長期間にわたって、災害と「つきあっていく」ための情報伝達、避難等のための体制が必要となる。

#### 第2 主な取組み

- 1 火山現象に関する情報の伝達体制を整備し、避難誘導體制を強化する。
- 2 土石流等の長期的な反復の可能性のある場合は一時的な避難施設を建設する。

#### 第3 取組みの内容

##### 1 情報伝達体制の整備及び避難誘導體制の強化

###### 【基本方針】

災害の長期化が予想される場合には、災害発生等の情報の伝達を迅速かつ的確なものとし避難誘導に活かせる体制を整備して災害に備える必要がある。

###### (1) 村（全部）、関係機関（全機関）

災害の長期化が予想される場合には、村、県、関係機関は互いに協力しあって、観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や住民にいち早く伝達され、住民が迅速に避難でき、又、現場で応急対策を行っている防災関係業務の従事者等が避難できるような、ソフト面、ハード面の整備を行う必要がある。

###### (2) 村（総務課総務係）

村は、避難勧告・指示の基準の設定、住民への通報体制の整備、避難誘導體制の整備、警戒区域の設定等を行う。

##### 2 一時的な避難施設の建設

###### 【基本方針】

土石流、火砕流等が長期間反復して起こる場合には、一時的に住民等が避難できる施設を建設する等災害の長期化に対応した避難対策を講ずる必要がある。

(1) 村

ア 火山活動の活発化、降水等により被害が予想される場合等に、一時的に住民等が避難できる施設を建設する。なお、建設場所の選定にあたっては、ハザードマップ災害予想区域外の地区となるように努める。(産業課土木係)

イ 大規模災害により避難が長期にわたると予想される場合は、必要に応じ住民を村外の施設(郡内の公営住宅、宿泊施設、福祉施設等)へ避難させる。(総務課総務係)

## 第2節 安全確保対策

### 第1 基本方針

雲仙普賢岳の噴火に見られたように、火山活動は一度本格化すると長期化する可能性が高い。また、いつ沈静化するかの予測は難しく根気強い監視が必要である。

災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、応急仮設住宅等の建設をする。場合によっては、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた応急活動を実施する必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 監視施設の整備を推進し、安全確保に対し的確な情報を得るよう監視体制を整備する必要がある。
- 2 住民生活を確保するため必要に応じて、応急仮設住宅等を建設する。
- 3 将来の復興を考慮に入れた、計画的な応急対策を実施する必要がある。

### 第3 取組みの内容

#### 1 火山泥流、土石流等の安全確保対策

##### 【基本方針】

監視施設等より得る情報を早急かつ的確に処理し、警戒避難に関する情報を提供する。

##### (1) 村（総務課総務係）

火山活動の情報を伝え、的確な警戒避難体制を敷くための体制を整備する。

#### 2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等

##### 【基本方針】

災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、必要に応じて応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等をする。

##### (1) 村（産業課土木係、住民課生活環境係）

##### ア 応急仮設住宅

##### (ア) 災害救助法が適用された場合

- a 災害救助法が適用された場合、基本的には県が応急仮設住宅を建設する。そのため、村は県に対し、公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
- b 知事の委任を受けて、村長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- c 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力をを行う。

##### (イ) 災害救助法が適用されない場合

- a 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
- b 建設用地を確保する。ただし、私有地については、(ア)aのただし書きに留意する。
- c 応急仮設住宅の設計を行う。

- d 建設業者との請負契約を行う。
  - e 工事監理、竣工検査を行う
  - f 入居者の決定には、高齢者、障害者等の優先的入居に配慮する。
  - g 応急仮設住宅の維持管理を行う。
- イ 災害公営住宅
- 村の区域内で全戸数の1割以上（50戸以上）の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。
- ウ 既存公営住宅の再建
- 既存公営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

### 3 将来の復興を考慮した対策

継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要があり、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合もある。

村及び県は、連携を取りあって、応急活動の段階から、将来の災害に強いまちづくりを視野に入れた、応急活動が、復興の第一歩となるような対策を講ずる必要がある。

## 第3節 被災者の生活支援対策

### 第1 基本方針

火山災害が長期化した場合、地域に経済的、社会的に重大な影響を与えることが予想される。

一日も早い地域の復興のためには、場合によっては、災害が継続中であっても、安全性に配慮しつつ被災者の生活再建のための支援や、被災した施設の復旧等の復興へ向けた措置を実施する必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 被害継続中における生活支援等の被災者支援策を実施する。
- 2 被災施設の復旧等の復興を図る措置を実施する。

### 第3 取組みの内容

#### 1 生活支援等の被災者支援策

##### 【基本方針】

災害が長期化した場合、被災者は職場そのものを失ったり、事業の再開の見通しが立たない、農地の荒廃により農業の継続が困難になる等、生活のための収入の道をたたれ、生活再建が困難となる場合も予想され、被災者の生活再建のためには、積極的な支援策が必要となる。

##### (1) 村（住民課福祉係）、木曾農業協同組合等

災害が長期化し、被災者の生活の再建が困難となった場合、被災者の生活支援のため以下のような支援策について検討する。

- ア 生活安定のための支援（生活資金の貸付等）
- イ 住宅の確保（住宅再建時の助成及び資金の融資）
- ウ 事業の維持、再建への支援（金融対策、移転再開経費等の援助等）
- エ 再就職と雇用の安定（職業訓練、就職奨励）

#### 2 被災施設の復旧等復興を図る措置

災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。

被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、村及び県は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的かつ広域的な対策を講ずる必要がある。

また、その施設が被災した場合、災害が継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。

